

# 令和3年第5回(9月)佐渡市議会定例会会議録(第1号)

令和3年9月7日(火曜日)

## 議事日程(第1号)

令和3年9月7日(火)午前10時00分開会・開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 行政報告
- 第5 議案第75号から議案第110号まで
- 第6 請願第1号、請願第2号、陳情第4号、陳情第5号

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

## 出席議員(21名)

1番	平田和太龍君	2番	山本健二君
3番	林純一君	4番	佐藤定君
5番	中川健二君	6番	後藤勇典君
7番	北啓君	8番	室岡啓史君
9番	広瀬大海君	10番	上杉育子君
11番	稲辺茂樹君	12番	山田伸之君
13番	荒井眞理君	14番	駒形信雄君
15番	山本卓君	16番	金田淳一君
17番	中村良夫君	18番	中川直美君
19番	近藤和義君	20番	坂下善英君
21番	佐藤孝君		

## 欠席議員(なし)

## 地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	渡辺竜五君	副市長	伊貝秀一君
教育長	新発田靖君	総合政策監	日坂仁君
会計管理者 (兼会計課長)	左京理恵子君	総務課長 (兼選挙管理委員会事務局長)	中川宏君

防災管財課長	伊藤修君	稅務課長	甲斐由紀夫君
企画課長	猪股雄司君	財政課長	甲斐山栄祐君
市民生活課長	磯部伸浩君	医療対策課長	金子聡君
社会福祉課長	知本政則君	子ども若者課長	市橋法子君
高齢福祉課長	吉川明君	環境対策課長	粕谷直毅君
世界遺産推進課長	下谷徹君	地域振興課長	岩崎洋昭君
移住交流課長	渡邊一哉君	交通政策課長	十二毅志君
農林水産課長	本間賢一郎君	農業政策課長	中川克典君
観光振興課長	中川裕二君	建設課長	清水正人君
上下水道課長	宮城徹君	教育総務課長	坂田和三君
学校教養課長	森和人君	社会教育課長	市橋秀紀君
消防課長	羽二生正博君	両津病院院長	伊藤浩二君
代査委員	渡部直樹君	監査事務局員長	斉藤昌彦君
農務委員局長	齋藤修君		

事務局職員出席者

事務局長	山本雅明君	事務局次長	梅本五輪生君
議事調査係	数馬慎司君	議事調査係	余湖巳和寿君

午前10時00分 開会・開議

- 議長（佐藤 孝君） おはようございます。ただいまの出席議員数は21名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第5回（9月）佐渡市議会定例会を開会いたします。  
これより本日の会議を開きます。
- 

日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（佐藤 孝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
今期定例会の会議録署名議員は、6番、後藤勇典君及び8番、室岡啓史君を指名いたします。
- 

日程第2 会期の決定

- 議長（佐藤 孝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
今期定例会の会期及び会期日程について、議会運営委員長の報告を求めます。  
議会運営委員長、近藤和義君。

〔議会運営委員長 近藤和義君登壇〕

- 議会運営委員長（近藤和義君） おはようございます。去る9月3日に議会運営委員会を開催しましたので、その結果について報告します。

会期につきましては、本日から9月22日までの16日間といたします。

会期日程につきましては、お手元に配付した会期日程表を御覧ください。

本日は、諸般の報告、行政報告の後、議案の上程、質疑、常任委員会付託を行います。また、令和2年度決算の案件につきましては、決算審査特別委員会を設置して、同委員会へ付託します。その後、議長において決算審査特別委員の指名、正副委員長の互選結果の報告を行い、最後に請願、陳情の委員会付託を行います。なお、散会后、各派代表者会議を開催します。

8日は、午前10時から総務文教常任委員会を開催し、先議案件の審査を行います。また、請願について紹介議員から説明を受けるため、同時刻から産業建設常任委員会を開催します。先議案件につきましては、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付し、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催します。

9日は、午前10時から議会改革等特別委員会を開催し、午後1時30分から決算審査特別委員会を開催します。

10日から14日までが一般質問であります。質問者は12人です。なお、10日は一般質問終了後に先議案件に係る常任委員会の報告及び採決を行います。

15日から17日までの間が常任委員会審査であります。

21日は、午後1時30分から議会広報特別委員会を開催し、午後3時を目途に常任委員会の報告書を配付、委員長質疑等の受付の後、午後3時40分を目途に議会運営委員会を開催します。

22日は、午後1時30分から最終日の議事を行います。

報告は以上であります。

- 議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議会運営委員長の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、今期定例会の会期は本日から9月22日までの16日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は16日間に決定いたしました。

---

### 日程第3 諸般の報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第3、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配付した資料のとおりであります。朗読は省略いたします。

---

### 日程第4 行政報告

○議長（佐藤 孝君） 日程第4、行政報告を行います。

市長から行政報告の申出がありますので、これを許します。

市長、渡辺竜五君。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、おはようございます。令和3年第5回（9月）佐渡市議会定例会に当たりまして、同年第4回（6月）佐渡市議会定例会後の報告案件についてご報告申し上げます。

まず、今定例会における報告事件についてです。報告第19号及び第20号につきましては、議会の委任事項であります損害賠償の額を定めることについて専決処分いたしましたので、地方自治法第180条第2項の規定により報告するものでございます。

報告第21号 令和2年度佐渡市一般会計継続費精算報告書につきましては、継続費を設定しましたさわた子育て支援施設整備事業及び両津クリーンセンター一部解体事業が令和2年度で完了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、別紙のとおり報告するものでございます。

報告第22号 令和元年度決算に基づく健全化判断比率の訂正につきましては、昨年報告した令和元年度決算に基づく健全化判断比率に誤りがありましたので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。訂正内容につきましては、実質公債費比率を13.6%から13.4%に、将来負担比率を127.6%から129.3%に訂正したものでございます。

報告第23号 令和2年度決算に基づく健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでありますし、報告第24号 令和2年度決算に基づく資金不足比率につきましても、同法第22条第1項の規定により、監査委員の意見をつけて別紙のとおり報告するものでございます。

報告第25号から報告第27号までにつきましては、佐渡市が出資する法人の決算に関する書類及び事業計

画を提出するものでございます。

続きまして、6月定例会後の本市における主な出来事について、行政報告をさせていただきます。

1、新型コロナウイルスについて。7月中旬頃より佐渡市内の新型コロナウイルス感染は断続的に発生し、学校、ご家庭などでの感染が見られましたが、8月14日以降は収まっており、不安視されていた夏の連休やお盆の帰省などでの新規発生は、市民の皆様、事業者の皆様のお力により、認められていない状態でございます。市内では、クラスターが抑えられていることも併せまして、市民の皆様の感染対策のご努力に感謝申し上げますところでございます。一方、全国、新潟県内においては、感染が収まる傾向はあるものの、いまだ感染の収束は見通せない状況でございます。現在新潟県は集中対策期間として、佐渡市を含む県下全域を対象地域とした特別警報を発令しております。市民の皆様におかれましては、改めてマスクの着用や部屋の換気等の感染対策の徹底と、感染が広がる地域との往来は慎重にご検討いただきますようお願いいたします。

また、ワクチンの接種状況でございます。9月6日現在、2回目を終了した方が2万7,821名、56.8%となっており、現在ようやくワクチンの確保のめどがついたことから、9月2日からは62歳以下の佐渡市内で対象となる方全てにワクチン接種の実施を今進めているところでございます。今後のワクチンの供給状況にもよりますが、10月末には希望されるほとんどの方が接種を終えられますよう、迅速かつ計画的にワクチンの接種を進めてまいります。ワクチンの接種により中等症を含めた重症化を防ぎ、「新しい生活様式」の実践により、普通の日常を取り戻してまいりたいと考えているところでございます。

また、新型コロナウイルスによって生活にお困りの方は、低所得の子育て世帯に対する臨時特別給付金を9月6日現在、累計603世帯に対して約5,400万円を給付したほか、緊急小口資金等の特例貸付け等の利用を紹介し、活用の促進を図ってきたところでございます。

飲食事業者等への対策といたしましては、現在県の感染拡大防止協力金に加えまして、今議会において緊急事業継続支援金への佐渡市独自の上乗せ予算の提案を考えているところでございます。

2点目でございます。佐渡金銀山の世界遺産登録についてでございます。8月11日の文化審議会世界文化遺産部会において、今年度の国内候補選定に対する諮問があり、今後佐渡金銀山の世界遺産推薦に向けた審議が進められるものと思います。なお、この答申の時期につきましては、県の情報によれば、現時点において未定ということでございますが、ユネスコへの推薦期限である令和4年1月31日を踏まえ、年内には結論が出されるものと考えております。

佐渡市といたしましては、佐渡金銀山を国内候補に選定していただき、来年1月のユネスコへの推薦から、その後のイコモス現地審査にも万全な形で対応を進め、国、県と共に令和5年の世界遺産登録を目指してまいりますので、引き続き皆様からのご声援をお願いいたします。

3、佐渡汽船の経営状況についてでございます。佐渡汽船の経営状況でございますが、6月末時点の間連結業績で16億1,500万円の経常損失を計上し、26億8,800万円の債務超過になっていることが判明するなど、依然として非常に厳しい経営状況にあります。佐渡市は、これまで関係自治体と定期的なモニタリング会議等で佐渡汽船と協議を行っているところでございますが、再三にわたる新型コロナウイルスに伴う緊急事態宣言の発令や、変異株拡大に伴う需要回復の遅れが輸送実績にも表れ、経営改善の進捗にも影響が出ていることから、佐渡汽船の今後の経営改善計画の見直しを含めた対応を注視し、引き続き新潟県

含め、関係自治体と協議をしまいたいと考えているところでございます。

4、高校生議会の実施について。8月5日にこの本会議場をお借りし、佐渡市になって初めて高校生議会を開催いたしました。羽茂高校と佐渡総合高校の生徒23名が参加し、「今、私たちが考える佐渡の未来」をテーマに高校生ならではの視点で、人口減少に着目した移住の推進、子育て環境の整備、エネルギー、環境問題など5つのグループと議論を行ったところでございます。SDGs未来都市を目指し、計画への高校生の意見を反映し、また高校生に佐渡を知っていただく教育の一環としても実施させていただいたものでございます。そこでのご提案やご意見を参考に、今年度策定する佐渡市総合計画やSDGs未来都市構想などに反映してまいります。

5、災害について。8月11日から九州を中心に全国的に降り続いた大雨は、降り始めからの総雨量が多いところでは1,000ミリを超え、甚大な被害が発生しております。幸いにも本市には、今回の停滞前線による被害は発生はしておりません。

さて、今年度に入って3回被害が伴う大雨警報等が発令されています。いずれもそれほど大きな被害額ではございませんでしたが、引き続き防災、減災対策、今後の異常気象に伴う対策をしっかりと取り組んでまいります。

6、多子世帯出産成長祝金の状況でございます。6月定例市議会でご承認いただいた多子世帯出産成長祝金につきましては、各方面からのお問合せ等をいただき、反響の大きさを感じているところでございます。9月6日現在の受付状況は17人、金額にして340万円でございます。また、既に多子世帯となっている世帯への特例給付金につきましては、対象者数を精査し、今年度は小学4年生から中学3年生までの227人、203世帯の児童を対象として申請を受け付けております。今後も持続可能な制度として維持しながら、子育てしやすい島、暮らしやすい島を目指して取り組んでまいります。

以上、6件について行政報告とさせていただきます。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長（佐藤 孝君） ただいまの報告に対する法に基づくものに対する質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 報告について、3点ほどお尋ねをします。

まず1つは報告第22号、健全化判断比率の訂正、なぜこんなことが起こったのかということです。こういったものというのは、数字上はやっぱりこれは間違いないものだという前提で我々もいるわけで、実質公債費比率ですから、佐渡市の場合是一部事務組合もなければ広域連合もないわけですから、そこまで含むというのが健全化ですから、ないわけだから、単体でやればいいものだというふうに私は思っているのだけれども、なぜこのようなことが起きたのかというのが1つです。

2つ目、次の報告第23号、健全化判断比率です。これは言うまでもありませんが、夕張市の財政破綻を受けて国がつくった国の指標ですが、そこで聞きたいのですが、将来負担比率、先ほどの実質公債費比率は一部事務組合、広域連合までですが、将来負担比率というのは、この後の報告にもある第三セクターまで含むものということです。ですから、令和2年度については佐渡汽船への第三セクターへの出資もあったというようなこともあるものですから、前年度の129.3%に対して134.9%ということになっているのだ

が、これはどのような内容なのか、もう少し具体的に教えていただきたいと思います。

最後、3点目、報告第24号の資金不足比率についてでございます。今年度、この議会に令和2年度の決算審査も出されておりますが、水道事業会計とかには大変厳しい意見が昨年もありましたし、今年も経営状況の問題が指摘をされております。この資金不足比率について言うのならば、全く問題ないというふうに見えるわけなのですが、この辺はどのようにして捉えているのかお教え願いたい。

報告第25号の部分の真野自然活用村公社の経営についてでございます。指定管理をやっている観光施設とかについては、コロナ禍の影響の中で一定程度支援もしてきたというふうに思うのですが、ここ入っていたのかどうか私ちょっと記憶にないのですが、これはどうなるのかと。これコロナ禍の影響をかなり受けていると思うのです。自然公社というのは、都市と農村との交流の先取り事業で、今でいう物すごい早い時期の先取り事業なわけなのですが、この辺は例えば先ほど言った佐渡汽船はコロナ禍の影響で云々というのものもあるし、指定管理の施設についてはコロナ禍の影響で云々というのものもあるし、この出資をしている、議長が言った法に基づいて出資をしているこういったものに対しては、どのような対応なさっているのかお尋ねしたいということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

まず、令和元年度決算に基づく健全化判断比率の訂正の件、どうしてこんなことが起きたかということかと思うのですが、報告の冊子をお配りした中に資料のほうをつけさせていただいたと思うのですが、実質公債費比率につきましては分母が標準財政規模、分子の中にはもちろん元利償還金、それから公営企業の企業債の繰入金というものがあります。そのうちの公営企業債繰入金については、各企業会計等から報告を受けて計上するものであり、企業会計のほうの下水道会計のほうなのですが、そちらのほうの計算の仕方に誤りがあったと。なぜ誤りがあったかといいますと、下水道事業のほうで資本費平準化債というものを令和元年度のほうから借入れしております。この数値の扱いのほうについて、下水道事業のほうで誤っていたということを上下水道課のほうから報告を受けて、それで訂正したというところでございます。

それから、次の令和2年度の健全化判断比率で将来負担比率が上がったということに関しましては、こちらのほうも訂正のときにお示した資料の下のほうに将来負担比率という部分があるのですが、こちらのほう、分子のほうもちろん地方債の現在高とか、そういったものになっているのですが、そこから控除するものがありまして、それが財政調整基金とか、そういうものは控除できるということになっております。その控除できる基金、財政調整基金のほうは令和2年度につきましては取崩しのほうが多かったというところで、基金の残高が減った関係で将来負担比率のほうが上がったというところであります。

それから最後に、資金不足比率なのですが、資金不足比率については一般会計、特別会計については歳入歳出、ここがマイナスですと当然数字が出てくるのですが、会計上はプラスになっているので、数字が出てこない。企業会計については、おおむね流動資産引く流動負債、流動資産のほうが多ければマイナスとはならないという仕組みになっていることから数字が出てきていないということになっております。

それからあと、第三セクターというところ、こちらは将来負担比率につきましても市が負債として認め  
る額があれば計上することになります、そういうものは今のところございません。

○議長（佐藤 孝君） 中川農業政策課長。

○農業政策課長（中川克典君） 真野自然活用村公社が運営しております潮津の里につきましては、これは  
市の指定管理施設ではございませんので、市のほうが支援いたしておりますコロナウイルス関係の対象と  
はなっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 前段の訂正の関係ですが、だからこの計算式は、私ども素人ながら改めて見てこう  
いうことだというのは分かるのです。だから、なぜそんなことが起きたのか。もし言わなかったら、これ  
多少間違っても国の指標に引っかかるようなものではないけれども、そうすると結果的にもっとほかにも  
誤りがあるのではないかなとって監査とか決算審査で見なければいけないものだから、数字については  
あなた方事務方として、やっぱり間違いないですということから出ているという前提で議会はいるので  
す、実は。だから、何でそういうことが起きたのかということを知っている。計算式を聞いたわけではご  
ざいませぬ。

2つ目が水道の資金不足比率の関係ですが、国の指標でいうところ、佐渡市の財政厳しい、厳しいなん  
ていう言葉よく聞くのだけれども、夕張市の破綻を教訓として国がつくった財政の健全化比率で、そうい  
う意味でいうと、佐渡市は極めて良好というふうに捉えてよろしいのでしょうかということをお聞きした  
い。

最後、真野自然活用村公社の関係ですが、私が聞いたのは、指定管理もそうだけれども、出資をしてい  
る第三セクターはどうなのか。先ほどの話ではないですが、将来負担比率は第三セクターまで含める。財  
政課長も話したけれども、佐渡汽船へのあの出資は負債ではないということなのだけれども、そういう  
意味でいうとやっぱりきちんとしたルールが要るのだらうと私ずっと言い続けているのですが、総務省も  
第三セクターについての考え方、比率のこの考え方はしっかり内部統制としてやると。ちなみに、この  
令和2年度は地方自治法改正で政令市以上は内部統制の方針を持たなければならない。佐渡市の場合は政  
令市ではないから持ってはいませんが、そういう年度で、監査体制もしっかりしろという年度でしたので、  
聞いておくのですが、そういうこと聞いたのです。

○議長（佐藤 孝君） 宮城上下水道課長。

○上下水道課長（宮城 徹君） 説明いたします。

大変申し訳ございません。今回の件につきまして、令和2年度の作業を進める中で記載要領を確認した  
ところ、平準化債の発行した元金償還に充てた額を控除する必要があるということが令和2年度の作業中  
に分かりまして、令和元年度から平準化債を借りていたということがこのときに分かり、令和元年度の修  
正をかけさせていただいたものでございます。大変失礼しました。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

実質公債費比率、将来負担比率、比率的にどうかというご質問でございますが、20市、まだちょっと速



報値なのですけれども、実質公債費比率につきましては平均大体10.4%、対してうちは12.6%というところで、比率的には20市よりは高いですが、類似団体にすると大体同程度というところになっております。

それから、将来負担比率については134.9%に対して20市が大体89.1%ぐらい、類似団体については89.1%よりももう少し高いですが、ワーストではないような状態ではございます。

○議長（佐藤 孝君） 暫時休憩します。

午前10時27分 休憩

---

午前10時29分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

うちの実質公債費比率、あるいは将来負担比率については、第三セクターの数値というのは含まれておりません。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 以前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正に当たって、これにつきましては地方自治法上で報告の義務はございますが、この出資金につきましてはあるものの、我々の認識としては実質の経営はもう民間と同じ形で経営していくということで議論をした上で一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の改正だったと私自身はちょっと今記憶しておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 後段から行きます。そんなものはありません。私は特に、総合政策監、さっきうなずいていましたが、令和2年度については地方自治法の改正で内部統制しっかりやれよと、さっき言ったように。なぜないかという、総務省が佐渡市合併直後から、合併するものだからいろいろな第三セクターいっぱいいると、その実態実態ごとに出資比率においてどういう対応するのかという基準をきちんと持ちなさいよということです。ずっと言われていて、県内の市町村はかなり持っているというのを私この間何回も言ってきたし、渡辺市政になってからもこの方針はやっぱりひとつつくるべきではないかといった中身ですから、そういうものはありません。ただ、あくまでもなぜ、議長の言葉で言えば法に基づいて出資をして、報告義務があるということですから、一定程度の責任がある。ついてはどう対応するのか。だから、指定管理には出すけれども、同じような施設だけれども、これにはどうするか。そのきちんとした方針とルールができていないということなのではないのでしょうか。そうしないと、この赤泊振興公社のほうも形は違いますが、公社ということですが、と思うのですが、そうなのではないのでしょうか。

それと、せめて総務課でやればいいという話では私はないと思うのですが、県内の国の健全化比率の300%とか高いは高いのだけれども、先ほど財政課長が言ったように、県内における順位は今どこにいるのか。このことをやらないと、この健全化指標だけでやると、佐渡市って財政大丈夫なのではないということに私はなるのだろうと思うのですが、その辺いかがでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 以前のこの一般社団法人で独立といいますか、されるときにいろいろな議論が市内

であったというふうに記憶しておるところでございます。そういう中で、一般的に一般社団法人については基本的に経営自立しながらいくということで私どもは判断しておりますので、今の指定管理とは全く形態が違うというふうに認識しておりますし、現段階ではそういう形で支援ということは考えていない状況でございますが、いずれにいたしましてもコロナ対策につきましては長期化しておるところから、今後を含めて様々な検討をしていきたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

やはり比率、議員おっしゃるように全国的な基準とかではなく、やはり20市のほう見ていかなければならないと思っております。やはり要素としましては借金、それから借金に準ずるもの、例えば退職手当等々いろいろございます。そういった要素を各団体のほう研究しながら進めていきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

行政報告に対する質疑を終結いたします。

---

#### 日程第5 議案第75号から議案第110号まで

○議長（佐藤 孝君） 日程第5、議案第75号から議案第110号までについてを一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。

渡辺市長。

〔市長 渡辺竜五君登壇〕

○市長（渡辺竜五君） それでは、議案第75号から順次上程をさせていただきます。

議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ3,876万円を追加する補正予算を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。補正内容は、市外における大規模接種会場で新型コロナウイルスワクチンの接種を受ける場合の交通費の補助に要する経費のほか、梅雨前線の影響による7月6日から7日及び11日から12日にかけて発生した大雨被害に関わる災害復旧経費を追加計上し、歳入ではその財源として国庫支出金及び財政調整基金繰入金を予算計上するものでございます。

議案第76号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、根拠法である行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正を受けて必要な改正を行うため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第77号 佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、基金の原資となる過疎対策事業債の根拠法である過疎地域自立促進特別措置法が令和3年3月31日をもって失効し、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が令和3年4月1日に施行されたことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第78号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、行政手続における特定

の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正により、地方公共団体情報システム機構がマイナンバーカードを発行するものとして明確化され、マイナンバーカードの発行に関わる手数料の徴収事務については、地方公共団体情報システム機構が市町村長に委託することができるとされたことにより、佐渡市手数料条例別表に定める個人番号カード再交付手数料を削除するため、条例の一部を改正するものです。

議案第79号 佐渡市認定こども園条例の制定について。本案は、相川地区のあいかわ幼稚園及び相川保育園を統合し、あいかわこども園を開園するため、新規に条例を制定するものでございます。

議案第80号 佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について。本案は、海洋深層水を活用したクロアワビ種苗生産事業を廃止し、既存の蓄養施設と一体的な施設として管理運営することで維持管理経費の削減及び施設利用者の拡大を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第81号 公有水面埋立てに係る意見について（松ヶ崎地内）。本案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線岩首工区道路拡幅工事に必要な道路用地及び海岸保全施設用地を造成するため、公有水面を埋め立てることについて新潟県知事から意見を求められておりますので、議会の議決を求めるものでございます。

議案第82号及び議案第83号は、関連した議案でありますので、一括してご説明いたします。議案第82号 新たに生じた土地の確認について（高瀬地内）。議案第83号 字の変更について（高瀬地内）。以上の2議案は、新潟県が実施する主要地方道佐渡一周線の道路改築工事が完了し、新潟県知事の竣工認可を得たので、新たに生じた土地の確認及び字の変更について、それぞれ議会の議決を求めるものでございます。

議案第84号 損害賠償の額を定めることについて。本案は、令和3年5月6日、佐渡市梅津地内において発生した市所有の給食配送車による事故に関し、相手方所有物の物損に対する損害賠償金を支払うことについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第85号 佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の策定について。本案は、令和3年4月に過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が施行されたことに伴い、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする佐渡市過疎地域持続的発展計画を定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

議案第86号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ993万4,000円を追加するものでございます。補正内容は、自立可能な再生可能エネルギーの導入に向けた現状分析など、具体策の検討等を行う新エネルギー導入事業に要する経費を新たに計上し、歳入では諸収入を増額計上し、財政調整基金繰入金を減額計上するものでございます。

議案第87号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ20億7,778万7,000円を追加するものでございます。補正内容は、新型コロナウイルス感染症対策として、国の交付金等を活用し、ワクチン接種体制の確保や産業振興と雇用促進及び地域経済の活性化に要する経費を計上するとともに、外部人材活用事業や創業・事業拡大等支援事業、病院補助事業、普通建設事業及び災害復旧経費のほか、市債の繰上償還に要する経費など、6月補正予算編成後の事由による必要な経費を計上するものでございます。また、歳入では、国、県支出金、繰越金、諸収入などを増額計上し、繰入

金などを減額計上するものであります。

議案第88号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出からそれぞれ523万5,000円を減額するものでございます。補正内容は、人事異動等に伴う人件費を減額計上するものでございます。

議案第89号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ1,237万6,000円を追加するものでございます。主な補正内容は、歳入では前年度決算に伴う繰越金の増額計上、歳出では人事異動等に伴う人件費の減額、前年度保険料精算に伴う後期高齢者医療広域連合納付金の増額を計上するものでございます。

議案第90号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ3億1,374万6,000円を追加するものです。補正内容は、人事異動等及び令和2年度決算により、歳入では一般会計繰入金及び繰越金の増額を計上し、歳出では人件費及び給付準備基金積立金並びに国庫負担金の精算返還金の増額を計上するものです。

議案第91号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ60万3,000円を追加するものでございます。補正内容は、人事異動等及び令和2年度決算により、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額を計上し、歳出では人件費の減額及び施設修繕費等の増額並びに一般会計繰出金の増額を計上するものでございます。

議案第92号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）について。本予算案は、歳入歳出にそれぞれ2,779万9,000円を追加するものでございます。補正内容は、人事異動等及び令和2年度決算により、歳入では一般会計繰入金の減額及び繰越金の増額を計上し、歳出では人件費の減額及び一般会計繰出金の増額を計上するものでございます。

議案第93号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を9,574万5,000円増額し、収入総額を15億8,157万6,000円に、支出を4万3,000円減額し、支出総額を18億8,755万3,000円に、資本的収支について、収入を487万2,000円増額し、収入総額を8億4,991万2,000円に、支出を396万円増額し、支出総額を7億2,787万6,000円とするものでございます。主な補正内容は、人事異動等に伴う人件費の補正、地域包括ケア病床導入による補正及び新型コロナウイルス感染症関連の経費増に伴う補正額を計上するものでございます。

議案第94号 令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を42万円減額し、収入総額を25億8,258万3,000円とし、支出を1,116万9,000円減額し、支出総額を25億7,183万4,000円とするものでございます。また、資本的収支について、支出を97万2,000円減額し、支出総額を22億672万2,000円とするものでございます。主な補正内容は、収益的収支及び資本的収支における人事異動等に伴う人件費の減額を計上するものでございます。

議案第95号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）について。本予算案は、収益的収支について、収入を15万5,000円増額し、収入総額を34億7,987万3,000円とし、支出を345万9,000円減額し、支出総額を34億4,095万5,000円とするものでございます。資本的収支については、収入を1,850万円増額し、収入総額を15億5,872万4,000円とし、支出を1,545万6,000円増額し、支出総額を22億6,997万9,000円とするものでございます。主な補正内容は、収益的及び資本的収支における人事異動等に伴う人件費の減

額並びに収益的収支における漁業集落排水管渠の布設替え工事に伴う工事請負費等の増額を計上するものでございます。

議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について）。本案は、歳入歳出にそれぞれ2億8,988万4,000円を追加する補正予算を専決処分いたしましたので、議会に報告し、承認を求めるものでございます。補正内容は、新潟県が8月30日に県内全域を対象とした特別警報を発令したことに伴う感染症拡大防止協力金給付事業に要する経費を新たに計上し、歳入ではその財源として県支出金を予算計上するものでございます。

議案第97号から議案第107号までは、一括してご説明いたします。議案第97号 令和2年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定について。議案第98号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第99号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第100号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第101号 令和2年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第102号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第103号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第104号 令和2年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第105号 令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第106号 令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。議案第107号 令和2年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について。以上11議案は、令和2年度佐渡市一般会計及び特別会計における歳入歳出決算について、地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

議案第108号から議案第110号までは、一括してご説明をいたします。議案第108号 令和2年度佐渡市病院事業会計決算の認定について。議案第109号 令和2年度佐渡市水道事業会計決算の認定について。議案第110号 令和2年度佐渡市下水道事業会計決算の認定について。以上の3議案につきましては、令和2年度佐渡市企業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐藤 孝君） これより議案の順序に従い、質疑に入ります。

議案第75号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第4号）について）の質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 大規模接種の交通費の補助の内容です。もう既に大体終わっているのだというふうに思うのですが、どこかの議員全員協議会でも報告があったかというふうにも思いますが、現在市民もテレビも見ていますし、テレビでは打ちたくても打てないというのが報道になっているわけで、どの程度、あるいは職種及び年齢等が分かれば。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

当初の予定で県が実施します朱鷺メッセでの大規模接種というところになります、こちらについて県

のほうからは1回につき100人ぐらいという形で最初は話がありました。ですが、佐渡市民、多くの方が行きたいというお話がございましたので、その枠のほうを増やしていただきまして、大体200人ずつというところでこれまでに1,000人の方、1回目のところ終わっております。2回目についてもほぼ終わるところで、大体予算計上した額とほぼ同数の方々が朱鷺メッセ会場へ接種に行かれているという状況でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） たしか議員全員協議会かどこか報告があって、県の枠が佐渡は1回少なくということと500の枠取ったみたいな話を市長が言っていたのを思い出したのですが、そうすると1回目については約1,000人、2回目も1,000人でいくということなので、まだこれからもあるということですか。なかなか募集したけれども、いなかったという話もあるし、あふれて困ったという話もあるし、その状況を聞きたいから、どこの方々が行ったのか、若い人が多かったのか、そのぐらいは把握されているというふうに思うのですが、いかがでしょうか。2回目は、これからまたやるということなのかな。どうなのかな。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

接種の1回目のところは、8月の頭からやっております。それぞれの週で土日という形でやっております。8月中が第1回、2回目のところが9月中に今やっているというところでございます。最初に1回目にやられた方は、もう既に2回目のほう取り組んでおるところですが、まだ2回目に取り組んでいる、これからという方もございます。年齢層のほうですが、すみません、今資料のほうは手持ちございません。やはり最初のところ、すぐにアナウンスしたばかりのときにはあまり募集が来ませんでした、やはり後半のほうになって周知が徹底する頃には200人を超えるというときもございました。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、これこの400万円で今後も足りるという計算なのですね。この後3回目やるみたいな国の方針もないわけでもないの、今後こういったのがひな形になっていくのだと思うのですが、具体的にはこれどういった感じの人に対する交通費の補助だったのか、ちょっと教えてください。そうすると、多かったのもあるし、結局募集したけれども、来なくて、どこから持ってきて間に合わせたというようなことはないのですね。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

この後あるのかというところですが、今のところ県のほうでは今やっているところまでというふうに伺っております。なので、予算的にはほぼぴったりの数字になろうかと思えます。最初100人というところから来ました。その後で追加募集、あるいはキャンセル待ちと。まだ県のほうが一次配分、その後他市町村がやらなければ佐渡市にも回しますよというところのキャンセル待ちというか、そういう形で二次募集のほうをかけておりました。その関係がございましたので、この日だったら行けるけれども、やっぱりこっちはという都合がありますので、個々に。前半のほうは初日、8月7日のところは157名でしたが、最後のところ行きますと229名と、ならしてほぼ200人ずつ行かれている状況でございました。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○市民生活課長（磯部伸浩君） 補助金額については、往復2,000円で1人当たり4,000円になりますが、それに対して1,000人、400万円の補助額を持っておりました。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第75号についての質疑を終結いたします。

議案第76号 佐渡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 国もデジタル庁ができて、マイナンバー云々ということなのだけれども、そこで聞きますが、市民も関心があると思うので、聞くのだけれども、いわゆるデジタル手続法ということなのだけれども、何がどう変わるのですかということなのです、分かりやすく言うと。全体として、この後の議案との関係もあるのだけれども、その辺を教えていただきたいというふうに思います。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

根拠法令のところの各号の中で、地方公共団体の機関が条例で定めるところにより、当該地方公共団体の他の機関に事務処理をするために必要な限度で提供するときというところで、そういった適用のものものの条文の号数が1号加わったことによりまして、市の条例で適用しておりました条項の号が1号ずれたというところで、その適用法令の号数について改正をするものであります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） それは、この書いてあるとおりなのですよ、号ずれの部分。ですから、この戒名だけでいうと行政手続に関するときにマイナンバーカードが要るのかというふうに読み取れるわけだ。私、法の条文見て一応言っているのですよ。そこで、その辺行政手続というのは、要は許認可や不利益処分、行政指導等に対するものだけれども、そういった場合にマイナンバーがどうのこうのなるのかなというふうにも読めるのだけれども、それではないのですかということ。ちなみに、全国では今回30%ぐらいマイナンバーが普及したというふうに言われているのですが、佐渡市の場合は一体どのくらいですか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

この号のずれという形の中で、実際に取扱いについては変わるものではございません。適用しておいたものをそのまま適用するという形で対応等変わるものではないです。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

マイナンバーカードの現在の発行状況でございますが、今年の7月までで1万4,763件の発行をしております。やはり国で言っているところよりは若干率としては低くなっているという状況です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 後段から行きます。後段は、国の指導によりますと、4月現在で、3年で佐渡市の場合は20%となっている、きっちり20%になっているのだけれども、その後増えているわけで、だからこれが何%なのか。全国では30%。もっと前でいうと、全国では16%しかマイナンバーカードが普及されていなくて、そもそも使えないというのがこの間のコロナの中でマイナンバー云々ということで30%になったと。佐渡市の場合は、先ほど言った1万4,763件というのだけれども、全体としてトータルとして何人になって何%かというのをやっぱり押さえておく必要があるのではないですか。しかも、土日とかマイナンバーの申請を受け付けますということで事業もやってきているわけだから、それは必要だと思うのですが、もうちょっと答えてください。

もう一つ、本文の関係ですが、行政手続において、今国の見解はマイナンバーを使うか使わないかは強制しませんと、マイナンバーを持っていないことで不利益は受けませんということですから今までと同じように使えるという、ない人もある人も同じでよろしいということですね。確認だけしておきます。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） そのような対応に変わりはありません。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

やはり今年に入って3月、4月あたり、やはりピーク迎えております。2月とかまではそれほどでもなかったのですが、マイナポイント、その影響もありまして、多くの方、どっと申込みをされました。その結果、1万四千何かがというニーズになったわけですが、やはり佐渡市のほうはまだそれでも低いほうで、約28%になります。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第76号についての質疑を終結いたします。

ここで換気等のため、15分間休憩いたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時18分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第77号 佐渡市過疎地域自立促進特別事業基金条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） これは、国が今年の3月31日で失効した特別措置法について、また4月1日から施行できるようにということで条例が改正されるものですが、それがなぜ今なのかというところなんです。議員全員協議会でも県を通して時間がかかっているということでしたけれども、施行が4月1日であってこんなに遅くなるものなのか、この経過をご説明お願いします。どうしてでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。



○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

過疎基金の条例につきましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法というのが4月から施行され、その後まず新潟県のほうが過疎地域持続的発展方針というものを作成いたします。市町村は、その後に計画等つくるという兼ね合いがあるものですから、他市と同様、今回条例のほうを上程させていただいたところですよ。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 順番は県があって、それからそれぞれの市町村なのだと思うのですが、この法が3月31日に終わるといのは毛頭分かっていることで、県もその準備はしているのではないかと私は思うのですが、そんなにこの方針策定するのに時間がかかるものなんでしょうか。どこで時間かかったのですか。佐渡市は、いつその方針策定されたものを手に入れて、今の上程ですか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

県のほう、これは8月までに策定ということがあらかじめスケジュールのほうで決められていたものですよ。ですから、このような流れになっております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） せっかくですから聞いておきます。後のほうで聞こうと思ったのですが、この一部のところを変えるだけでなく、全体として目的みたいなものをちょっと変える必要はないですか。というのは、今回の新たな法律ということで、SDGsの問題あたりがかなり色濃く入っているのが国のこの法の体系の中身ですよ。問題ありませんか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

議員おっしゃるとおり、新たなものというものが今回加えられたところではありますが、趣旨からして変えるまでということまでは至らなかったというところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 国の資料によりますと、過疎地域の課題克服に向けた新たな潮流の中で、つまりSDGsの問題だとか少子化の問題、1970年に過疎法ができたのだけれども、実質。何回か何かその時々によってこうやってきているという点でいうと、今回行政報告でもありましたが、高校生議会によるSDGsを全体のテーマとして取り上げたというようなことを見ても分かるように、これ10年スパンになるわけなのだけれども、大丈夫ですか。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

条例とは別に計画のほうで事業につきましては地域情報化とか移住、定住、あるいは再生可能エネルギー等の区分というふうに設けておるような状態になっております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第77号についての質疑を終結いたします。

議案第78号 佐渡市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第78号についての質疑を終結いたします。

議案第79号 佐渡市認定こども園条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第79号についての質疑を終結いたします。

議案第80号 佐渡市海洋深層水水産施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今回、今までの魚介類の畜養、それに及び養殖に関することと、及び養殖というところが加わるのですけれども、これは大きな内容の変更かなと思って、どういうことなのかお尋ねいたします。

先般多少お聞きしましたけれども、アワビが謎の変死をするとか原因不明だとかいうことでしたが、だから及び養殖ということではほかのものも加えますということ、私は本当にそれでいいのかなと。原因不明、つまり環境の問題が何かあったのだとしたら、それは徹底的に追及すべきであって、原因不明で終わらせていいのかということ。

それから、謎の変死というのは一体どの程度死んでしまうのかというその程度の問題です。それがどの程度なのか。どんどん悪化しているのか、してきたのかとかいうこと。

それから、これもともと県が造った施設だと思のですけれども、この施設を使うに当たり、いろいろな要綱というのがあったと思うのです。その要綱について、これは反するものはないのか。その懸念について、県の考えとか併せてお伺いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間賢一郎君） ご説明いたします。

まず、1点目の変死についてでございますけれども、年間10万個を目標にしておりました。平成22年頃から70万個、平成23年65万個、この辺りは比較的生産できておったのですけれども、平成24年に23万5,000個、その次の平成25年に8万個といったようになり変死してしまう状況がありまして、平成28年には4.2万個という状態に陥っております。そういった状態でした。

この施設、県の施設ではないかということでございますが、こちらのほうは旧畑野町のほうで建設した施設でございますので、市の施設でございます。

あと、このたびの条例の改正案、養殖のほうに加わるということで大きな変更ではないかというところでございます。こちらのほうは、今まで蓄養だけということだったのでありますけれども、畜養及び養殖ということで、利用者の方が養殖のほうをチャレンジしてみたいという方がおれば水槽を貸し出しますよ

という内容になっております。物としてはアワビではなくて、ウニであったりとかサクラマスであったりとか利用者の方が養殖に適した、これをやってみたいというものをチャレンジできるようにするというところでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 経緯が少し分かったのですけれども、だんだん減っていくということは、ちょっと謎の変死というのと私は違うかと思うのです。何か原因があって、だんだん養殖ができなくなっていくというのは、やはりこれ分析すると環境の問題なのではないかと思うのですけれども、その分析がなくて、ほかのもの、では変えましょうとか、そういう話ではないのではないかと。ここはどういう見解を持っておられるのかということ、もう一度お尋ねします。それは、ほかの水産物に変えたところで同じ危険性があるのではないかという懸念です。

もう一つが、これ10万個の目標ということで、変死してしまうというのはこの施設の中だけの問題なのか、それともこの変死というのが見受けられるのは施設外でも見受けられていることなのか、そこ確認させてください。

○議長（佐藤 孝君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間賢一郎君） ご説明いたします。

まず、変死が施設の中でなのか、施設の外でということですが、私どもこの施設を使って種苗を育成しておりましたので、あくまでもこの施設内での変死のことを指しております。また、変死することについては、専門機関のところにその診断をお願いして調査もしていただきましたけれども、明確な原因が分からなかったということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 診断してもらっても分からないというのはあり得ないと思います。絶対に理由はあるのです。必ず理由はあるのです。それが分からないのだったらほかの業者に頼むとか、そういう努力をしなければ、これでこういう施設はなぜか分かりませんが、アワビの種苗はできませんという結論になってしまうので、大変危険だと思います。ほかのいろいろな業者に診断頼んだ挙げ句のことなのではないでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 本間農林水産課長。

○農林水産課長（本間賢一郎君） ご説明いたします。

その当時、複数の業者に診断を依頼したかということについては、私、すみません、今ちょっと資料を持ち合わせてございませんが、結局は変死が多く起きるといったことで施設の赤字が生じる。いろいろな調査を重ねた上で、うまくいくということがある場合もあるかもしれません。原因究明のほうは一生懸命しておったとは思いますが、何分赤字の額が大きくなるということもありまして、この施設、アワビの種苗については利用者の方においても、この多田の施設のアワビでなければいけないということではなかったもので、最終的に経費の無駄を出さないということを考えて閉鎖することがいいのではないかという結論に至ったものです。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第80号についての質疑を終結いたします。

議案第81号 公有水面埋立に係る意見について（松ヶ崎地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第81号についての質疑を終結いたします。

議案第82号 新たに生じた土地の確認について（高瀬地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第82号についての質疑を終結いたします。

議案第83号 字の変更について（高瀬地内）の質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第83号についての質疑を終結いたします。

議案第84号 損害賠償の額を定めることについての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） これは、今年の5月6日に姫津地内で給食配送車がコースを間違えてバックしたところ、電柱の根元にぶつかったということなのですが、この報告にこれだけの時間がたち過ぎていると私は思うのです。何かあったらやっぱりこの問題というのは、報告というのはできるだけ早く報告すべきだと。早ければ早いほど、仮に、今回はもしかするとそんなに遅くてもいいやと思う何か原因があったかもしれないけれども、報告というのは早ければ早いほど、例えば目撃者がいたり、いろいろな関係者から後で聞き取りするとかいうことはできますが、これあまりにも報告が遅過ぎると私は思うのですが、一体なぜこんなに遅いのか。遅くてもいいという理由をまず教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） ご説明いたします。

5月6日に起こった事故ということで、初め電柱の足かけ場が3メートルぐらいの高さにあった部分でしたが、そこが欠落したという報告で、物損事故ということで受けておりました。その後電柱を取り替える必要があるということをしばらくたってから報告受けまして、その金額がまだどのぐらいかかるか請求がしばらくかかると、金額、報告がしばらくかかるといって待っておりました。50万円を超えるということが分かったという時点が7月入ってからということで、議会案件になるということで今回議案に出させてもらいました。どの段階での物損事故で報告するのかということでは、また今後検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 今のボルトというのは前にお聞きしたのですが、3メートルの高さの足かけ

場の欠落というのはやっぱり普通の乗用車ではあり得ない、こういう給食配送車、大型であるから起こるのだと思うのです。こういうことは往々にしてあるので、事前のこういう車の運行のルールというのはあると思うのですが、そういうのはもともと整備されていなかったのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） 今回については、配送先を間違ったということで運転士のほうで大分焦りがあったというふうに判断しております。十分に安全確認をするというルール、また同乗者が1名いましたので、降りて後ろを確認するところが徹底されていなかったということで今回の事故が発生した原因にもなっております。この事故を受けて、必ずバック時は同乗者が車を降りて確認するという指導を徹底しているところです。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） ということは、事前に安全運行、つまり焦るのはあると思います。のんびりされても困るところなので、急がなければと思ったというのは普通だと思うのですが、安全運行というのが第一なので、そのルールというのが事前になかったのか、それともあったにもかかわらずこうなったのか、そこを教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） 安全運転についてのマニュアル、ルールというのはございました。そこでバック時の確認、同乗者が降りて確認するところが徹底されていなかったということが事故のもう一つの大きな原因になっているかと思えます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） こちらなのですけれども、車自体の修理費というのはもう既に大体金額的に出ているのでしょうか。

あと、今回自損事故という形なのですけれども、保険で対応されるものでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 森学校教育課長。

○学校教育課長（森 和人君） ご説明いたします。

すみませんでした。車の修理費のほうですが、かかっておりますが、詳しい数値が今手持ちにありませんでした。申し訳ありません。今回は、保険のほうで全て対応しているところです。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第84号についての質疑を終結いたします。

議案第85号 佐渡市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の策定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど財政課長がここで聞いてくれというようなふうに分かれましたので、4点ほどお尋ねをします。

先ほど言ったように、これまでの過疎法を引き継いでいるのだけれども、新しい時代に対応したSDGsの問題だとか色が濃く出ているわけなのだけれども、そこで聞くのは4点。その前にいわゆる過疎債を借りるために、この計画に載っていないと過疎債が借りれないということだから、載せておけばいいやという視点もないわけではないのですが、そこで4点聞きます。まず1点は、32ページ、地域における情報化の関連です。Society5.0のこともうたわれていますから、ここの中身でこれだけでいいのかということが1つです。

それと、もう一つは交通問題、空路の問題や船の問題が取り上げられております。34ページには、佐渡汽船なのでしょね、本土との航空路の問題、船舶の問題、船舶確保の問題、こう書かれているわけですが、どういう視点なのか。

3点目が教育の振興の関係です。ここにスポーツ振興のところでも市内の各地区の体育施設の老朽化に伴う体育施設の改修が必要であるということになって、公共施設等総合管理計画の中で決めていくということが書いてあって、総合計画、管理計画については曖昧にこれから考えますよみたいな記述になっているわけなのだけれども、もちろん今やっている総合計画との整合性も要るわけなのだけれども、例えば75ページに具体的に両津公民館の解体費、佐渡中央文化会館の整備事業、佐渡島開発総合センターも出ている。これも大体終わっているのかなというふうな気がするのだけれども、この辺どうということなの。

それと、金井のコミュニティセンターに調理室の新設工事みたいなのも入っていて、なかなか市民の要望も入れているなというふうに分かれますので、こういった視点なのかお尋ねをしたい。

もう一つは、最も佐渡にとって極めて重要な文化の関係です。地域文化の振興というのが最後に出てきますよね。これは、まさにこの今回の過疎の新しい進歩でもないですが、保存や活用の措置が図られていないのが少なくないということになっているのだけれども、確かにそのとおりなのだけれども、これがこの過疎債というか、過疎の中で、この法体系の中でどんなふうに分かすことができるのかちょっと分からないので、お聞きをしたいというふうに分かれます。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

まず、SDGsの関係でございます。こちらにつきましては、この計画の中で具体的なSDGsという文言は出てきておりませんが、この上の総合計画、こちらのほうと連動して策定をさせていただいております。その中で、当然例えば地域の発展とか、そういった部分では出てくるかと思いますが、具体的な文言は出ておりません。ちょっと数がいろいろあったのでございますが、基本的に今回この計画を立てるに当たしまして、公共施設等総合管理計画との整合というものを求められておりますので、各項目にはそれをつけさせていただいております。

文化施設、公民館等の解体が終わっているのが載っているのではないかとご質問ですが、現在、今年度事業をまだ進めております。両津公民館についても佐渡中央文化会館、佐渡島開発総合センターも今年度事業がございました。そのために今回、今年度過疎債を借りるために載せておく必要があったという部分でございます。

あと、情報の関係、これでは少ないのではないかというようなご質問等がございましたが、当面これに合うというふうなことを担当課のほうからも聞いておりますので、各担当課のほうから上がったものをこちらのほうに載せてございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 聞いたことが全部回答ありませんが、まあいいです。聞きます。考え方の一つとして、先ほど言ったように過疎債を借りるためにこの計画持っていないと駄目だというのもこれはよく分かるのです。だからといって、ただ今のちょうど視点の中でいうとやっぱりSDGsの問題、今私が言ったコロナの中でこれから地域文化どうしていくかという問題の中でどんなふうはこの過疎債を活用していいのか。船の問題だって他県では過疎債とか使って船舶の購入なんかもやっているわけだから、そういった視点、どういう議論でこういうことになっているのか。取りあえず載せておけばいいやといって、この辺はもう大風呂敷で載せておいて、うまくいけば借りられたらいいやという発想なのでしょうか、財政課長。

そこで、もう一つ聞きますが、76ページにもう終わったもの、相川体育館の改修事業というのも入っています。相川体育館って終わっていなかったつけというのをちょっとお聞きもしておきたい。

ですから、文化の関係と船舶の関係あたりはどんなふうに使えるのか。総合政策監が答えたいみたいですが。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

今回の新しい計画の中の登載事業に関しましては、大きな見直しは行っておりません。その中で主な新規の登載事業としてはソフト事業、企業誘致・スタートアップ支援事業や企業ブランド協力事業、ハード事業では新両津病院建設事業や小中学校の長寿命化整備等がございます。その中で船とか、そういったものにつきましては、実際前回は載っていたものをそのまま載せさせていただいております。新規の登載事業としましては道路整備のものが多く、登載事業数の総計は旧計画では377事業、今回414事業に増えてございます。なお、旧計画に記載していたもので既に事業が完了したもの、新事業に統合されたものについては廃止しておる状況でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○企画課長（猪股雄司君） 相川体育館につきましては、前回から計画には載っております。実際実施はしていません。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、相川体育館、別にこだわっているわけではないのだけれども、市長が相川だからといってこだわっているわけではないのだけれども、相川体育館は市長が社会教育課長のときにやって、私終わったというふうに思っているわけだ。何か言っているけれども、だからどうなのと聞いているので。

これを立てた企画課長の今の話だと、前回のものをほぼ踏襲して、大風呂敷を広げておきましたよということだというふうに私は捉えたのです。やっぱりそうではなくて、高校生議会のSDGsではないけれ

ども、今SDGsという一つのキーワード、側面を捉えて、バッジを外した人も前いましたけれども、捉えて、やっぱりそこをやらなければいけないし、コロナ禍の中で地域文化をどうやっていくかということで、過疎債使えるものがあたらどうやっていくというやっぱり仕掛けが私は要ったのではないかと思うのだけれども、市長いかがですか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 今ちょっと変なお話がありましたので、計画に私は全く関係ございません。相川体育館につきましては、屋根の修繕ということで、まず雨漏りを防いで使えるようにということであの緊急的な事業を行いました、実際の計画自体は私ども以前から大きく、相川体育館だけではなくて、できないことも含めて大きく広げて過疎債に、計画には載せているというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

SDGsとの絡みでございしますが、やはりこの過疎計画につきましては正直申し上げて、議員からもご指摘あるように、やはりその過疎債を使うための目的の計画でございします。様々な計画がある中でございしますので、やはり実施に向けた細かい事業を載せた計画、そして過疎債という起債のほうをきちっと使うための計画、逆に過疎債の計画にあまり細かいものを載せてしまうとそれ以外使えないという状況もあるわけです。そういう部分でやはり計画のつくり込みについては、それぞれの目的に合わせてつくり込んでいるという状況もあるわけです。文化振興、本当に大事な事業だというふうにご考えておりますし、文化庁のほうも大きく踏み込んでおるわけです。また、我々も世界遺産登録に向けての一定の文化振興というのが必要になるというふうにご考えておりますので、過疎計画の中では広く載せさせていただいて、実質的に具体的な文化振興計画等を含めた中でしっかりと計画をつくっていきたいと考えているところでございします。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） 52ページの、水道、污水处理施設のことですが、私は過疎地である佐渡の持続的な発展の中で一番問題が大きいのは水道事業ではないかとずっと思っております。もちろん少子化の問題とかもありますけれども、それは単年度の中で私たちの努力の中でどうにでもなるのかなと思っておりますけれども、この水道施設と污水处理施設など、下水道も含めて、ここだけは私は今回もう少し踏み込んでもらいたかったなと思えました。特に財政運営の健全化が求められていると。これは本当に確かなことですが、これ求めて、これ令和3年度から令和7年度の計画です。直近で求めると、これは料金を値上げしましょうと、簡単に言うとそういうことになります。でも、それは佐渡の人口減少を何とか食い止めようというところの逆走になる。今でも水道料金高いと言われている。この財政運営の健全化というのは、こんな単年度では一言で言えないものだと思うのです。その中のどこに持続可能な企業会計、水道、考えられるのか。ここ何も残念ながらちょっと見当たらないなと思ったのですが、そこはどのような理解でいったらよろしいのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

52ページの水道施設ということで今ご質問いただきました。そちらの52ページのほうで現在の問題点等を書かせていただいております。それに対しまして、対策としていろいろ考えられることはあるのでご



ざいますが、今回こちらの計画のほうに載せておるためには安定供給、老朽化の更新というような視点に立った経営の効率化を経営基盤で強化するという目的をこちらの53ページのほうに書かせていただいております。その事業計画として54ページ以降に事業のほう載せさせていただいているというところがございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） これ法の改正とか県も一緒に見直しをしてのこの方針ということなので、果たして、ここにも問題として書いてありますけれども、隣接の市町村がないので、広域化できないというのは、これはこの水道事業に限りませんけれども、こんなの当たり前のことで、これをどうしていくのかというもっと大きい枠が私は要るのかなと。大きい枠というのは、今示されているのは幾つかありますが、そうではなくて何か本当に目先のちょこちょこ、ちょこちょこしたこと。だから、汚水処理施設ではないですけども、下水管については布設したものの、そこに接続する率は非常に低い。そうすると、それはただこれから老朽化すると、またそれをただ直すためにお金かかると。非常にせつかく今回持続的という言葉があるのに、反していると思うのです。もっと大きい方針の転換とか、私見直しあるのかなと思ったのですが、そこは読み取ることがあまりこの中ではできませんよというご説明だったということですか。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

この新過疎計画の中では、細かいところまではやはりちょっと書き込みは難しいと思っております。現在上下水道課のほうでもこういった対策についていろいろコンサル等とも協議をしながら、こういった対策がいいかというのを進めているところです。そういった中で、大きな計画がまだ定まっていない中でこの過疎計画の中に細かいところまで載せるということは、ちょっと今の段階では難しいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） ページでいうところの87ページのところの再生可能エネルギー等の利用の推進の部分なのですが、こちらはどの程度の確度でこの計画上げられているものなのか。取りあえず上げたとか、そういうレベルではないと思いますので、その部分お聞かせいただきたいのと、あとどのぐらいの事業規模といいますか、予算規模の程度のことを考えているのでしょうか。今言える範囲で構いませんので、お願いしたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

再生可能エネルギーの関係でございます。こちらにつきましては、今我々で計画を立てようということで動いております。その中で新潟県自然エネルギーの島構想、そういったものも含めた中で、今後発生するであろう事業について今の段階で載せさせていただいているというのが現実的なところなんです。規模につきましては、今ちょっとまだはっきりとは決まっておきませんので、一定程度決まりましたらまたお知らせさせていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第85号についての質疑を終結いたします。

議案第86号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第6号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） これは、1つの事業についてのみなのですけれども、歳入が諸収入となっています。この収入は補助金で、二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金ということです。この諸収入の財源というのは一体どこなのか、これちょっとよく分からないので、この雑入というところ、教えてください。

それから、今度歳出のほうは事業名が新エネルギー導入事業で、地域再エネ導入戦略策定業務委託料ということになっています。これは、佐渡市の財源で佐渡市が業務委託する事業なのだとすることだとすると、この委託を受けるのはどういう業者なのか。それから、その委託業者というのはどういう方法で決めるのか。これとても大事なことだと思うのですが、その辺りどういう形で、委託とはいいながら業務の方法を決めていくのか教えてください。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

今回のこの事業につきましては、環境省の補助事業となっております。ただ、間接補助といいますが、公益財団法人日本環境協会、こちらを通して補助金が支払われるということで諸収入というところに記入させていただきました。

今回の佐渡市地域再エネ導入戦略策定検討業務委託でございます。こちらにつきましては、今我々この後佐渡市地域エネルギー計画、こちらが今年度で期限を迎えます。新たにそのエネルギー計画を策定するために業者のほうにコンサルを募集いたしまして、基礎情報の収集、現状分析、温室効果ガス排出量の推計、地域の将来ビジョン、脱炭素シナリオの作成の検討、再生可能エネルギー導入目標の作成、2050年ゼロカーボン実現に向けた戦略的な施策の検討と、そういったものをコンサルと一緒に検討したいというふうに考えております。今回予算をお認めいただければ、プロポーザルで募集をしたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） そうしますと、ちょっと今早口だったからよく分からなかったのですけれども、公益財団法人日本環境何とか協会を通して佐渡市が受け取っている、あるいは佐渡市を通してこれが出ていくというような理解でいいのでしょうか。

それから、今この業務委託内容はどのようなものかという、分析をするための、戦略をつくるための材料を分析してもらうというような形なのかなというふうに思いましたけれども、そのような理解でいいのか。これどのような形でその委託業者を決めるのか、その方法をもう一度そこはお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

補助金に関しましては、大本は環境省の補助金でございます。そちらが公益財団法人日本環境協会を通

しまして各自治体に補助するというような形になりますので、私どもは環境協会のほうから補助をいただく。その補助金を使って今回業務委託をしたいというものでございます。内容につきましては、今後の計画策定のための現状分析であったり、今後のシナリオ作成の検討、そういったものを実施したいと思っております。

業者の選定につきましては、プロポーザルで公募をかけて選定したいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 幾つか聞きます。まず1つは、これは令和2年度からやったのもありました。他市のをしてみると大体900万円から800万円、大体大きなところも900万円、小さなところも900万円、佐渡市も約1,000万円、1,000万円が上限ですから。これはどういうことなのだろう。つまり小さな自治体によれば、こういった2050年脱炭素を目指した再生可能エネルギーを目指す計画だけれども、そのときに以前の負荷量とかいろいろなものを把握する基礎になるのだけれども、これはどういうことなの。小さければ小さいほど楽だし、大きければ大きいほど大変なのだというふうに私は思うのだけれども、どうなのかということをお聞きの1つ。

2つ目、県も自然エネルギーの島構想だかというのものもあるのだけれども、これ共同申請という募集、共同申請、募集要項の中にそれが入っていますよね。共同申請のほうがよかったのではないのかというふうに私は思うわけ。それはどうなのかと。つまり結果的に言うと、県とも絡みながらやるということのほうが私にはいいのではないかと思うのだけれども、どうなのか。

3点目、ただ計画立てるだけではないのだよね、これ。補助事業でいうと、この計画完了後の2年以内に目標を反映した実行計画をやるという意思がないとこれ駄目なわけだ。それが募集になっているから。それはやっぱりやれるのかということをお聞きしたい。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

自治体の大小で金額が違うのではないかとご質問ですが、私どもやっぱり項目もございまして。この後の、今後段に出てきました計画の策定、そういったものも含めた中で、エネルギーバランスとか、そういった部分も含めた検討をしたいということで考えておりますので、上限いっぱい使わせていただきたいというところでございます。

2つ目の共同申請でございますが、こちらにつきましては今県の自然エネルギーの島構想、今年の3月に中間取りまとめが出ました。今年度末に策定をするというような流れになってございますので、その辺りは共同申請という形ではなく、連携した中で策定していきたいというふうに考えて、今回佐渡市だけの応募とさせていただきます。

ここの要件にございます2年以内に地球温暖化実行計画の地域施策編と地域編を策定するというのが要件になってございます。私どもそれに向かって計画をつくっていきたいと思っております。それに併せまして脱炭素先行地域100、そちらのほうに手を挙げられるような形で今後計画を策定していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 一言だけ聞きます。1,000万円が補助額なのに、999万7,000円というのはこれ何でなのですか。どういう根拠。1,000万円にしておけばいいのではないかと私は思うので。

○議長（佐藤 孝君） 猪股企画課長。

○企画課長（猪股雄司君） ご説明いたします。

私どもで試算した中で、消費税の関連もございまして、そういった数字にさせていただいております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第86号についての質疑を終結いたします。

午前の会議はここまでとし、休憩いたします。

午後 0時05分 休憩

---

午後 1時30分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑等、できましたら所管の方は所管の委員会をお願いいたしたいと思います。できるだけご協力をしていただければというふうに思います。よろしくをお願いいたします。簡潔をお願いをいたしたいと思います。

それでは、議案第87号 令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第7号）についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款ごとに分けて行います。

それでは、議案第87号についての歳入に関する質疑を許します。

駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） それでは、歳入のところで例の小木―直江津航路の船舶の補助金、この返還が5億円というのが出てきております。今上越市議会は、9月定例会において2億4,000万円余りの審査をしておるわけですが、このことについて新聞報道によると、佐渡汽船は債務超過を解消していくために料金の値上げという報道がございました。そういった報道を受けて、今後この返還金の5億円というものがどのような使い方を想定されているのかお伺いいたします。

○議長（佐藤 孝君） 十二交通政策課長。

○交通政策課長（十二毅志君） ご説明いたします。

佐渡汽船のほうからは5億円、このお金を既にもう返還させていただいております。これについては、佐渡市のほうも合併特例債の関係で借入れしておりますので、こちらの返済のほうに回るというふうに承知しております。

○議長（佐藤 孝君） 駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 既に佐渡市も金融機関に借入れをして、その原資というものは返還していくのはもちろんであります。今回補正予算にもそういった交通というか、佐渡汽船の値上げに関するものというのは何にも計上されておられません。そういった面で、市長は今後そういった面で佐渡汽船が値上げ等に踏み切った場合に、佐渡市としての支援策というものを何か考えておられるのかお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 現段階では追加の支援策は考えておりません。やはり今コロナ禍において、今日の行政報告でも申し上げましたが、コロナ禍において想定の経営改善ができていないという状況でございます。その中で新たな経営改善計画、そこをしっかりと示していただいた上で、これは何らかの形で議会のほうにもご説明をする必要があるというふうにも考えておりますが、そこにつきまして佐渡汽船のほうからしっかりと話を聞いた上で、その次の対応になるというふうにも考えておりますし、そこは当然県のほうともしっかりと話をしていかなければいけないと考えておりますので、現段階では直接的な支援があると、ないかという具体的なものは全く考えていない状態でございます。

○議長（佐藤 孝君） 駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 今の時点では考えていないということでございます。上越市議会が今審査をしているものというのは、要はトップ会談のときのものの査定だと理解しておりますが、今市長がおっしゃった経営改善計画、こういったものがいつ頃の見通しになるのか。例えば16億円が26億円になって、その辺の例えば今後の四半期の決算状況踏まえたときに期限的にはいつ頃を見通されているのか、その辺をお聞かせください。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 当然我々は以前の経営改善計画に基づいて支援をしたわけでございます。ですから、そこに大幅な変更があって、また値上げ等の新たな対策を取る場合は、新たな対策を取る前に当然説明がしっかりとあってしかるべきだというふうにも考えておりますので、それは新たな対策がある前に私どもに正式にこういうことのでいきたいという提案があるものと考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど議長が所管の委員会ということだったのですが、駒形産業建設常任委員長が所管のほうをがつつりやったので、私も。

歳入のほうですがページでいうと10ページ、今回の7号補正は20億円という本当に大きな補正です。まず、そこの点から聞きますが、11ページの歳入の関係ですが、普通交付税はこれで最終になるのかなというふうに思うのですが、特別交付税というのは最終にならないと分からないというものもあるのだけれども、普通交付税94%、特別交付税6%というのが原則であるわけなのだけれども、どんな見込みだかというのが1つです。

2つ目が国庫補助金の20億円のところに大きく入ってくる地方創生臨時交付金の1億7,400万円、これはこれまでの枠の中でいうとどうなりますかということです。

次に、衛生費のワクチン接種体制の確保事業7,000万円及び文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業というのは具体的にどういうふうに捉えたらいいのか、ちょっとお教え願いたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山栄祐君） ご説明いたします。

交付税、今回増額しておりますが、これは8月の初めに国が普通交付税の決定を行ったことによるものです。これと臨時財政対策債合わせて今回補正のほうさせていただいております。特別交付税のほうについては12月、3月ということになりますので、そちらのほう今回変更等ございません。

それからあと、地方創生臨時交付金なのですが、今回増額計上しておるのですが、中身としましてはこれまで4億2,023万5,000円、これを本省繰越分としてこれまで計上してきたわけですが、その後国の補助裏分という部分、これが3,569万2,000円、それから最近になって国が三次補正の繰越分として事業者支援分というものを市町村に1,000億円交付することになって、そのうち9,257万円が追加されたと。今回交付金については、全体で1億2,826万2,000円のほうが4億円の本省繰越分に加わったわけですが、その中から満額使ったわけではなくて、歳出で計上した分について今回計上しているというところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） 私のほうからワクチン接種の補助金のほうの説明をさせていただきます。

ワクチン接種につきましては、感染症ということでございます。なので、かかる費用は国のほうで面倒見ますというお話が最初からございました。当初のときには佐渡市のほうは7割ぐらいの接種率を見込みながら計画を立てておりましたが、やはり多くの方が接種されたということ、それから島内のお医者様だけではなく、島外から土日など、そういったところでは島外のお医者様にお願いしたということでございますので、かかる費用が増えております。その部分をちゃんと国から面倒見ていただくというものでございます。

○議長（佐藤 孝君） 市橋社会教育課長。

○社会教育課長（市橋秀紀君） ご説明いたします。

文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業補助金の件でございますが、これについては当初予算で最初に手指の消毒、アクリル板等で7万1,000円、そして4月の1号補正でトイレの自動水栓の部分で180万6,000円ということで、合計金額がこの当初の分と1号補正分合わせまして193万1,875円。その2分の1に当たります96万円が今回歳入で入ってきたということでございます。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、普通交付税の関係ですが、そうすると留保分はまだあるのかな。その辺はどうなりますか。先ほど言った、本来の基本的なルールでいうところの普通交付税が決まれば残り6%分がほぼ特別交付税になるはずなのです、誤差は若干あるにしても。という関係があるので、一応聞いておきたいと思います。

2つ目ですが、地方創生臨時交付金のほうは分かった。そうすると、あと残りは幾らということになりますか。

3点目のワクチン接種ですが、今の話だと70%を見込んだのだけれども、多くの島民がワクチン接種もしてくれるので、費用もかかったの、その分をきっちり見てもらうのだというような理屈、歳出に行けばまた出てくるのでしょけれども、という理解でいいのですね。

○議長（佐藤 孝君） 平山財政課長。

○財政課長（平山榮祐君） ご説明いたします。

普通交付税については、今回が最終というところで、ただ当初、細かい話になるのですが、調整額というところで国の予算に合わせた額とされているため、約2,000万円減額されているところがあります。これは1月とか、そういったときに国の税収が上がったときには復元される可能性はあります。おっしゃる

とおり6%、特別交付税なので、そういったところで12月、3月で特別交付税のほうも配分されると思っております。ただ、拾える分というところはありますので、額がどうなるかというところは分かりません。

それからあと、地方創生臨時交付金なのですが、残りのほう6,014万1,000円ということになっております。

○議長（佐藤 孝君） 磯部市民生活課長。

○市民生活課長（磯部伸浩君） ご説明いたします。

歳出のほうと連動いたしますが、かかった費用については国で面倒見ていただくというものでございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第87号についての歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第87号についての歳出に関する質疑に入ります。

1 款議会費及び2 款総務費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） ちょっとよく分からないので、この議会費で今回一般職の給料減と、ちょっと100万円超しているものがこの段でなぜ出てくるのかご説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

人事異動に伴う当初予算からの比較の減でございます。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） いつの人事異動で、これ当初予算で何とかかんとかって言ったその人事異動と当初予算と、今ここで補正が組まれることの意味が分からない。もう少し分かりやすくご説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 説明が足りなくて申し訳ございません。当初予算につきましては、昨年度の時点での人員配置で計算し、当初予算を組んでおります。その後、4月の人事異動をしたわけでございますけれども、それにつきましては9月、例年4月の人事異動を含めまして9月に人件費の補正をさせていただいております。その関係でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ページ数でいうと21ページですが、説明によると新規という、新規事業の外部人材活用事業の関係です。新規ということですから、当初予算にないものということになるのですが、この財源は、先ほどもちょっと普通交付税の話を書きましたが、デジタル人材派遣負担金のほうは特別交付税で、下のおもてなし向上事業委託料のほうについては地方創生臨時交付金のやつという中身になるのでしょうか。

これ何人雇って幾らぐらいの感じの人材派遣、これ負担金というふうになっていきますよね。委託料ではなくて負担金となっているのだけれども、どういうふうにかと思ったらよろしいのか教えていただきたいと思

います。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。外部人材活用事業、デジタル人材派遣負担金ということで、内閣府のほうに人材の要望をしまして企業のほうからおいでいただき、派遣していただくという形のを今やっております。それにつきまして、人材1名につきまして、年度途中でございますので、12月からお願いできないかということで今交渉しております、4か月分の経費としまして派遣負担金として持っております。1名の予定でございます。

それから、その下のおもてなし向上事業委託料につきましては、10月から6か月の予定で、これにつきましてはコロナ対策の地方創生臨時交付金の事業を充てまして、世界遺産国内推薦内定等も見込みまして、おもてなしの関係の講師等を派遣していただくというような形の中で、今大手航空会社等のキャビンアテンダント等を候補として交渉をしております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうしますと、デジタル人材派遣負担金については4か月分で440万円、これはあくまでも負担金ということで、その人の給料とか云々ということではなくて、負担として会社に払うという理解になるのかなということが1つです。

2つ目のおもてなし向上事業委託料、これ総務費に入っていますが、考え方としては産業系、商工系になるのかなというふうに思うのですが、これはどうなりますか。10月から6か月と今言いませんでしたっけ。10月から6か月で講師に来てもらって、その人がずっといるわけではなくて行ったり来たりする、そういうことを想定をして、年度を超えてこれ出すということですか。これ今年度分でしょう。何回を予定しているのですか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

デジタル人材派遣負担金の関係につきましては、国の地域おこし企業人の制度を活用しまして企業から派遣していただき、負担金でお支払いし、その経費について一部特別交付税でいただくというものでございます。

それから、おもてなし向上事業委託料の部分につきましては観光の施設、それから市役所等の中でおもてなしの講座、リーダー育成、それから市内小中学校でのキャリア教育、それから観光客へのおもてなしの向上というような形の中である程度の回数を見込んでおります。実際面、それぞれ何回に幾らというようなところの細かいところまではありませんけれども、それぞれずっと常勤というわけではなく、その都度派遣していただくというような形で予定しております。

地域おこし企業人につきましては、4か月勤務していただくというような形になります。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） デジタル人材派遣負担金のほうですが、4か月勤務をしていただくのだけれども、給料という意味ではなくて、会社に対する謝礼と言ったらおかしいけれども、負担金という考え方で本体そのものは向こうで出すのだということ。そうすると、例えば佐渡の中で下宿するのか、宿みたいなもの



向こうで勝手にやるという理解でいいのかということが1つです。

デジタルというとき、DX云々ということもあるのだけれども、今佐渡市役所のインフラ自体が今のDXに全く対応していないというふうに私は思っているのだけれども、応用すればできるのかもしれないけれども、その辺も含めて全部構築していただくという考え方ですか。

おもてなし向上事業委託料のやつは裏はないのですが、おもてなしです。裏ばかりなのですが、そうすると観光に特化したということではなくて、職員が市民の皆さんをおもてなしする、職員が議員の皆さんをおもてなしすると、これはちょっと例がおかしいですが、そういうことで観光だけではなくて職員の対市民の在り方、いろいろなことの在り方も含めていろいろな講師、先生から来ていただいてやってもらうという中身ですね。そうすると、これは総務課で一元管理するということですね。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 地域おこし企業人という国の制度を使ったときに、会社から国が仲介して派遣していただくということになりますので、人材の面でも一定程度信用ができるという言い方は変ですが、信頼できる方を派遣していただけるという制度の中でございます。そこで来ていただいて、基本的には1個1個よりも、私自身はやはりこれからの佐渡の全体の戦略を練る中で市役所の問題もここに整理していくというようなイメージで、まず大きな戦略をしっかりと、この佐渡のデジタルがどうあるべきかということをつくっていただく中で、個別に議論していくことが必要ではないかというふうに考えております。

おもてなし人材につきましては、今回観光を含めて佐渡での世界遺産登録も踏まえたおもてなしというところを醸成していきたいということで専門の業者等をお願いしながら、不定期になります。この回数についてはこれから予算の中でできるだけ来ていただけるということ、また成果をどう持っていくかということはあると思います。その中でただ観光だけではなくて、当然市民の皆様へのおもてなしというところも含めてしっかりと佐渡全体でおもてなしの雰囲気をつくっていくというところの講師、指導者、そしてチェック体制、そして方針という部分もご意見いただきたいと、そのような形で企画しておるものがございます。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 総務費で2点ほど伺いますが、21ページの法律顧問事業で法律顧問委託料増というのがありますが、これは年間の基本の契約のほかに事件が起きたときに顧問料を払うというような契約だったと思うのですが、それぞれの金額を教えてほしい。このときは何の事件だったのでしょうか。1点。

次に、23ページ、U・Iターンサポート事業というのがありますが、これは空き家連携体制何とかと空き家トリアージ何とかと、こう書いてありますが、U・Iターンのサポートセンターの、あえて個人名は言いませんが、そこの方が空き家バンクを管理して、最近、直近5年間でも空き家の成約数が物すごく増えてきていますが、それを全てこちらでやってもらうための予算なのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 今回の補正につきましては、この後訴訟が予定されておるケースにつきまして、もし訴訟案件が出てきた場合にすぐお支払いすべきものと考えまして、弁護士事務所のほうに見積りをいただき、その額につきまして計上させていただいたものであります。

○議長（佐藤 孝君） 渡邊移住交流推進課長。

○移住交流推進課長（渡邊一哉君） ご説明いたします。

U・Iターンサポート事業の内容につきましては、佐渡U・Iターンサポートセンターへ業務をこれお願いするというのではなくて、現在空き家の相談が増えております。これを通常の相談業務と空き家の相談業務を分けるという意味で民間事業者、宅建協会とか、そういう方々を新たに巻き込んで、巻き込むと言うと失礼なのですけども、協力をいただきながら、新たに空き家の活用できる体制づくりをこの事業によって進めていきたいという内容でございます。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 法律顧問の訴訟の内容は聞きませんが、これから訴訟が予定されているので、基本給のほかにこれを今井弁護士お一人に支払う金額ですか。

それから、U・Iターンサポート事業のほうですが、佐渡U・Iターンサポートセンターへ払うのではなくて、今回、年度途中ですが、新たに宅建の業者へ委託をして、もともと空き家バンクに登録するのは業者からしか登録できないでしょう、今、そこへ促進をお願いして探していただくという業務を、この2つ、横文字で書いたりしてありますが、してもらおうための100万円なり130万円なのですか。ちょっと内容を教えてもらえますか。いいことだと思っておりますが、この講師謝礼も150万円、一体何をしたいのかなと思うので、説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

訴訟案件が出てきた場合に担当する弁護士の料金という形で、今井弁護士になるかどうかはちょっと分かりませんが、そのような形でございます。

○議長（佐藤 孝君） 渡邊移住交流推進課長。

○移住交流推進課長（渡邊一哉君） ご説明いたします。

空き家登録システムの活用というところではなくて、現在島内にたくさんあります空き家の活用の部分についての体制、どう活用していくかというところの協議をするという組織でございます。現在農地がついていたり、宅地と一緒にしている部分がいろいろ課題になっているところをこの組織の中でどう活用していくかというのを協議していきたいというところでございます。また、空き家についてもいろいろな状態の空き家がございます。使える物件、もうこれ無理だという物件あるのですけれども、それを分かりやすく判定する仕組みというものをちょっと研究してみたいということでこういったのを予定しております。また、空き家の活用のセミナー、佐渡島内の皆さんに活用していただきたいという部分を呼びかけるためのセミナー、こういったこともこの中で企画していきたいという内容でございます。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 3回目なので、一言だけ聞いておきますが、弁護士費用の予算計上ですが、事故もない、訴訟もまだ決まっていなくても、つかみで今後起きるか分からないから、基本給のほかにこの金額を予算計上するというのですか。それおかしいではないですか。これ通らないですよ。そんな何にもこれから決まってもいないし、当てもないのに、ただ予算を盛るといえることができますか。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 全く予定がないものを上げるわけではなく、そ

のような形で想定されましたので、直ちに対応できるような形で補正予算の計上をさせていただいたものであります。

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） 案件として出てくる可能性が大というところで上げさせていただいております。
- 議長（佐藤 孝君） 佐藤定君。
- 4番（佐藤 定君） ページで21ページのほう賞事業について、内容をお聞かせください。
- 議長（佐藤 孝君） ほう賞事業、事業内容ですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。
- 総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

以前ございましたほう賞制度につきまして、令和元年度より休止といたしますか、毎年は行わないということで予算措置をしておりました。市長の以前の答弁でもございました、年1回につきましては市民に感謝をする意味でも当然これは実施をするべきだということで、今年度急遽実施する方向で予算を組みました。中身としましては、以前からやっておった中身と同様の形の中で、一応予定としましては来年の3月1日、合併の記念した日をいつもほう賞式という形で実行しておりましたので、それに向けて準備を進めたいということで予算の計上をさせていただいております。

- 議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。
- 13番（荒井真理君） ここで伺いすることではないかもしれないのですが、あえて聞くならばこの企画費のところしかないかなと思ってなのですが、7月、8月に島内で結構コロナ感染拡大……

〔何事か呼ぶ者あり〕

- 13番（荒井真理君） これ1款ずつではないのですか。
- 議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん、違います。今1款の議会費と2款の総務費についての質疑は1回しかできませんので、その中で3回やれば、それでもうできません。先にやっていますので、そういえば。申し訳ありません。今回はできません。
- 13番（荒井真理君） ちょっと申し訳ない、そこは。
- 議長（佐藤 孝君） 議会費のほうでやっていますので、駄目です。これを認めると皆さんまた同じことになるので、これはちょっと認めるわけにいきませんので、お座りください。すみません。
- 13番（荒井真理君） では、いいです。
- 議長（佐藤 孝君） それでは、質疑なしと認めます。

1款議会費及び2款総務費についての質疑を終結いたします。

次に、3款民生費及び4款衛生費についての質疑を許します。

金田淳一君。

- 16番（金田淳一君） 29ページの私立保育所支援費の保育所等業務効率化推進事業補助金と、保育対策総合支援事業について伺います。

保育対策総合支援事業については歳入が215万円ありますけれども、補助金というところでどちらのと

ころに補助金を交付するのか、目的は何なのか。

それから、同じようなことになるかと思いますが、保育所等業務効率化推進事業、これ私立保育所ということに限定をされていますが、何に使うのか、相手先はどこなのかを説明いただきたいと思います。

それからもう一つ、33ページの病院補助事業です。公的病院運営費補助金ということで3,800万円が計上されていますが、議員全員協議会で配られた資料を見ますと、特別交付税措置による不採算地区中核病院分の算定分を追加するというので説明があります。その下の欄に病院事業会計費ということで病院事業会計負担金増というところもありますが、この特別交付税措置ということが資料に出ておりましたので、どういうことになっているのかということで私少し調べましたが、拡充されると。約30%特別交付税で拡充するよということが総務省の資料で出ておりました。そういうことなのだろうなと思いましたが、1つ気がついたのは、同じく特別交付税で措置をされている南佐渡地域医療センターの分がどうも見つからないというふうに思いましたが、なぜ今回は南佐渡地域医療センターの分が計上されなかったのか、それについて説明を求めたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） ご説明いたします。

まず、29ページの私立保育所支援事業でございますが、こちらについては業務効率化ということで私立保育園のICT化の推進ということです。これは、沢根保育園が該当しておりますけれども、平成30年度にICT化の事業が国のほうであったのですが、当時沢根保育園、それ活用しておりませんでしたので、今回改めてICT化ということで入退園のチェックだったりとか、それから翻訳機ですか、通訳機とか、外国人の方々がいらっしゃるということで、その円滑な保育を実施するために通訳のほう、翻訳機を購入したいというようなことで申請が上がっております。こちらのほうにつきましては、歳入は11ページの保育対策総合支援事業費補助金というところが含まれておまして、こちらのほうは補助率が2分の1になっております。歳出のほうの金額については、この国の2分の1に市の4分の1を足しまして、4分の3の補助、115万円の4分の3の補助をして86万2,000円ということで計上させていただいております。

またもう一つ、保育対策総合支援事業のほうでございますが、これは保育所の環境改善ということで私立保育園の6園が該当になっております。こちらは、マスクですとかいろいろコロナに必要なものを該当にしておりますし、歳入につきましては先ほどの保育対策支援と同じところから歳入ということで計上をさせていただいております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 金子医療対策課長。

○医療対策課長（金子 聡君） 私のほうからは、公的病院の補助事業について説明をさせていただきます。

今回補正予算に上げました公的病院の運営費補助事業、このものにつきましてですけれども、最初に佐渡市では公的病院ということで佐渡総合病院と南佐渡地域医療センター、こちらに対して運営費の補助を行っております。今回予算計上したのにつきましては、特別交付税措置が令和2年12月に改定になりまして、新たに追加されました不採算中核病院ということで、この該当は佐渡総合病院だけです。これについて、新たな項目でしたので、他市の状況も確認したいということで当初予算の計上を見送ったところでございます。今回厚生連病院を基幹とする6市で構成します協議会の中で、おおむねこちらのほう交付す

るということを確認取れましたので、今回9月に補正予算として3,800万円計上させていただきました。

あと、後段のほうの南佐渡地域医療センター、こちらについては議員が言われたとおり、本年5月の末に総務省のほうから不採算地区有床診療所ということで金額の増額が行われる予定だという情報はいただいております。ただし、これについては確定するのが本年の12月、これは令和3年度分ということになりますが、私どもが行っております公的病院への補助につきましては、前年度の交付税を基に算定しております。それから、当年、今年の収支を見て損失額の2分の1、いずれか低いほうを補助するという仕組みでございますので、今ほど議員が言われた有床診療所につきましては、来年の当初予算に計上するときに算定の根拠として使う予定しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明をいたします。

同じページの上から2段目、病院事業会計費、病院事業会計負担金増3,893万6,000円ですが、これは今ほど医療対策課長が言いました不採算地区病院に対する特別交付税措置の令和3年分が例年ですと12月に出されます。そして、3月で補正しておるのですけれども、今年は5月28日に予定ということで案が示されました。ただ、案といってももう確定しているのとほぼ同じなのですけれども、ではこれの取扱いをどうするかということで財政課と相談しまして、佐渡市にとって財政的に一番有利な方法を取ろうということでこの9月に計上したものでございます。両津病院と相川病院合わせて3,893万6,000円となっております。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 今ほどの説明で皆さんもちょっと矛盾を感じたかもしれませんが、病院事業会計のほうは予定だけでも採用して、この国からの特別交付税を財源として市立病院に支援をする。ただ、民間の要するに公的病院、公的有床診療所である南佐渡地域医療センターには予定なので、これは固まっていないので、来年の春になりますというふうに私は受け止めました。でも、それは確かに市立病院は自分たちが経営するところですから、大事にしたいし、そういう有利なお金があるのだったら使ってほしいという気持ちは分かりますが、やはり南佐渡地域医療センターを利用する皆さんもそこしか受けられない、地域的にも難しいというふうな中で市立病院的な感覚でご利用されている中で、佐渡市がそういう使い分けをするのは私は納得ができないと思っています。先ほど病院管理部長は、いつもは12月なのだけれども、こっちは特別5月28日だというふうなお話がありました。それは、多分このコロナ禍でどこの病院も大変だから、総務省のほうに先にこういう自治財政局準公営企業室というのですか、そのところがそういう決定をされたのだと私は思います。そのことを十分に参酌してやっぱり対応するべきだと思います。多分佐渡市が民間、要するに公的病院支援する場合は要綱というのがあって、それに基づいてという先ほど医療対策課長の説明がありましたけれども、今は平時ではなくてまさに災害とかいう、そういう時代ですから、そこは柔軟に改正をして、やはりほかの病院と同じように対応するべきだと私はと思いますが、市長はどう考えますか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 病院経営につきましては、厚生連病院も含めて、我々の市民病院も含めて常に経営

の状況を含めながら対策を考えております。有事だからといって新たな政策をどんだん市の単独で打ち込むのもありかもしれませんが、経営状態を踏まえながら必要な対策を取っていく。そしてまた、その基本はやはり国の制度にあるということの一つの原則だというふうに考えております。その原則の中で動いていくということになりますので、経営がどうにもならない。例えば今コロナで非常に厳しい、収入が厳しい、そういうところがあるのかどうか含めた上での判断だというふうに考えておるところでございます。ただ、厚生連病院も含めて今の段階で厳しいというお話は聞いておりますが、支援策についてはもう少ししっかり見ながら考えていくということで、今の段階では法定的な形で認められたものを予算化させていただいたということで、決してその病院自体が我々が市民病院を大事にするとか、そういうことではありませんし、地域医療ということはしっかり守っていかなければいけないということは認識しておりますので、それは当然考えていかなければいけないことだとは思っております。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 特別交付税の対応ということになりますと、先ほど話があったように12月にルール分の交付決定がされますから、この議会で議決をする、あるいは臨時議会等で議決して支出をしないと交付を受けられないということになります。私は、市長は今そういう説明がありましたけれども、限られたその特別交付税の財源というのは要するに本当に佐渡市に入ってくるかどうか分からないというところもありますから、やはり間口は広げてしっかりと支援をして、事業は平等にやはり支援をするという形が必要な今の在り方ではないかと思っておりますので、もう一度市長の見解を伺います。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 医療を維持するということは非常に重要だと思っております。ただし、佐渡医療圏の中でどのようにしていくかということもまた一つの議論だというふうに思っておりますし、また大事なことはやはりその財源、コロナがいつまで続くのか、そして医療の経営がこの後どうなっていくのか、そこもしっかり判断しながら支援をしていくことも大事だというふうに思っております。そこを総合的に考えながら対策を取っていくということが大事だと思っておりますので、私のところに今その経営の状態というところは、厚生連自体は厳しいということは昨年からずっと聞いておるところでございますが、厚生連本体、コロナの補助金で昨年の経営は問題ない状況になっている。今年はまだ国の支援策も見えていない。その中で特別交付税の対応だけをまず優先させていただいたというのが現状でございますので、様々な形で状況を判断しながら、また対策を考えていくということが大事だと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 今の件でもう一つ伺います。

以前佐渡病院について9,000万円ほどの手当てをしております。今回また3,800万円。その根拠となるものは何か。先ほど市長は地域医療も大切だと言っていますが、診療所になると特別交付税の割合も低くなる。そういった中で非常に経営が厳しい状況は変わりませんが、その辺のバランスというのを考えたときに何でこういう措置を取ったのか、答弁願います。

○議長（佐藤 孝君） 金子医療対策課長。

○医療対策課長（金子 聡君） ご説明します。

特別交付税の措置の対象として、今回補正予算に計上した不採算地区中核病院、これが新たに交付税の

対象となったことです。昨年まではございませんでした。昨年の改定の中でこれが新たに出ましたので、補正をして計上させていただきました。

○議長（佐藤 孝君） 駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 不採算地区中核病院ということは、佐渡市においては佐渡総合病院という位置づけで、そういう捉え方だと思うのですが、ではもう一つ視点変えますが、公的病院だけではなくて佐渡の全体の地域医療を捉えたときに、民間病院ももう既にあっぶあっぶの状態であるというお話を聞いております。そういった経緯を見ると、今後、例えば破綻ということになると、今病院に入院されている方をほかのところへ回されなければならない状況も出てくるわけですが、その辺全体の地域医療、佐渡全体の医療体制の中で今後どういう方向づけをしていくのか、その基本政策というのはどういうお考えでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 金子医療対策課長。

○医療対策課長（金子 聡君） ご説明します。

佐渡全体の医療体制につきましては、地域医療構想、これは新潟県が主となって佐渡医療圏の部分をつくりましますけれども、その中でしっかりと議論をしなければいけないこと。佐渡市自体が単体でどうしていく方向とは考えておりませんので、医療関係者、新潟県と一緒に佐渡の今後の医療体制をどうしていったらいいかということは検討しなければいけないと思います。

○議長（佐藤 孝君） 駒形信雄君。

○14番（駒形信雄君） 佐渡全体の地域医療構想というのはそうですが、もう目先に来ているという状況なのです。今のコロナの状況、それから医療従事者の不足の状況。そんな医療構想調整会議で云々という状況ではないということをよく理解をしていただかないと手当てがおかしくなりますよ。この辺はまた市民厚生常任委員会ですか、そっちのほうでもっと詳しくはつついて、つつくのではなくて、質疑をしていただきたいと思いますが、その辺医療対策課長、どういうふうに捉えておりますか。

○議長（佐藤 孝君） 金子医療対策課長。

○医療対策課長（金子 聡君） ご説明します。

令和2年度、昨年度において民間病院、佐渡でいいますと佐和田病院、こちらについての財政支援ということで市長のほうと相談して、市長において予算計上させていただきました。ただし、佐和田病院の何とか経営努力の中で赤字になりませんでしたので、その部分の予算は執行しませんでしたけれども、状況を考えながら昨年度も補正予算ということで対応させていただいております。これからもまた全体のことをやっぱり通しながら佐渡のことを考えないといけないと思います。

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さん。

○13番（荒井眞理君） コロナ感染拡大防止の観点で、ここの民生か衛生費なのか、あるいはどこか分かりませんが、これは主に市長に対してお伺いするようなことになるかと思っております。7月、8月にかけて市内で児童生徒含んで感染が結構拡大して、その保護者が一応念のために仕事に来ないでほしいと言われて、パートの方々が行かれなかったときの収入をどうするかということをお聞きしましたら、9月の補正で考えますということをおっしゃいました。でも、今回このどこを見たらそれが見つかるのか、私は総務費の企画で聞くのか、労働費がないし、どうしたらいいかなと思って今ここでお伺いしたいと思っています。

○議長（佐藤 孝君） 何を聞きたいのですか。

○13番（荒井眞理君） 9月の補正で考えますとおっしゃいました。それは、ここのどこを見たら分かるのか、私は総務費のところでもお伺いしようと思いましたが、ないものをどう聞いたらいいか、あるいはあるけれども隠されているのかとか分からないので……

○議長（佐藤 孝君） 荒井眞理さんに申し上げますが、今は予算に対しての質疑です。予算審議です。今荒井議員が言っているのは一般質問みたいになっているので、これについては今受けるわけにはいきませんので……

○13番（荒井眞理君） 一般質問ではない。この中のどこかに隠れているのだったら教えてくださいとお伺いしています。

○議長（佐藤 孝君） そういう質問も普通はあり得ないので、ここの中の予算についての質問しかできません。それが質疑といいます。質問は、一般質問と同じように広く自分の考えも申し上げることはできますが、質疑はこの案件しかできませんので、どこにどういう予算があるかというような質疑はできません。よろしいですね。

質疑なしと認めます。

3款民生費及び4款衛生費についての質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費から9款消防費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） 7款商工費です。佐渡金銀山誘客促進事業（新型コロナ対策）ということで2,487万1,000円があります。これの対象者や人数や財源というところはどうなっているか説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明いたします。

先ほどの佐渡金銀山誘客促進事業でございます。まず、対象者につきましては、我々の立てつけでございますと、さどまるアプリに加入してさどまる倶楽部会員になっていただいて、このたびになっていただいたその方々にこのキャンペーンをやってもらうということで、既存の会員の皆さんはもちろんですし、このタイミングに新たになっていただく方という方々に広く佐渡のファンを、5施設あるのですけれども、回っていただくということで考えております。クーポンのチケットの枚数は、1万4,000枚を今のところ考えております。10月末ぐらいから2月末までというような予定で考えております。

あと、何か予算……

〔「財源」と呼ぶ者あり〕

○観光振興課長（中川裕二君） 財源ですか。財源は、新型コロナウイルスの地方創生臨時交付金を充てたいと思います。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） それでは、つまり佐渡市民はこちらの対象にならないということになってしまうのかという確認と、あと私としては本来県が汗をかいていただくというところ、予算をつけるという考え方もあろうかと思いますが、そこについては県と協議等したのか、説明をお願いします。



○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明いたします。

佐渡島民に関しましては、特に佐渡市民の子供の皆様には別途また無料開放みたいなのを少し今考えております。なものですから、財源は特にありませんけれども、こちらのほうではありませんけれども、まず無料で開放したいということでもあります。

もう一つは県との協議ということでもありますけれども、こちらのほうは十分こちらのほうでも佐渡市でいうと世界遺産推進課を窓口にしてやり取りをさせていただきました。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） 一昨日、世界遺産のシンポジウムも県が主催でありましたが、市長にお尋ねしますが、やはり県と連携して予算のところもしっかりとつけていただいて、そして佐渡市の地方創生臨時交付金、あと6,000万円というところまで来ているという中で2,400万円というところは非常に大きな金額になってくるかと思っておりますので、別の事業もできる可能性があるというふうに思いますが、そのところをどう考えているか答弁をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 県と連携をしてやるのは当然でございます。新潟県の世界遺産でございますので、当然でございます。ただ、細かな事業、県も独自でやっているものもございますし、我々も独自でやっているものもある。そして、今回の場合は本当にゴールデン佐渡様と西三川ゴールドパーク様、非常にご協力いただいて、我々地元でしっかり盛り上げていこうという議論の中で進めた経緯もございます。もちろん県とも話はしておりますが、やはりこれは佐渡市主導でということで、財源までは正直私のほうでも強く求めてはおりません。そしてまた一方で、県は県でしっかりとやっぱり自分の財源でやっていただくということも考えておりますので、ここは事業ごとに財源を組み合わせるのではなくて、それぞれがやはりやりやすい仕組みで事業をやっていくということも大事だと思っております。ただ、今後大きな事業については当然県と財源も含めて議論してまいりたいと考えております。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） 商工費、ほかの人も質疑すると思うのですがけれども、39ページ、プレミアムどこでも商品券発行事業について、新型コロナ。約2億5,000万円の予算がついておりますけれども、こういう今まで商品券の事業を実施されてきましたけれども、今回今までと違う点、渡辺市長になってどこが違うのか、これを教えていただきたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

プレミアム商品券事業につきましては、令和2年度もコロナウイルスの経済対策ということで実施をさせていただきましたが、本年度につきましてもやはりまだ経済状況のほう回復はしていないということで、改めてプレミアム商品券事業を実施させていただくというものでございます。具体的な内容としましては、額面6,500円のこの商品券を5,000円で販売するというので、3万5,000冊の発行を予定しておるところでございます。こちらにつきましては、市民お一人の方2冊までということで、また皆さんから申込みを

いただくというようなことを考えております。利用期間につきましては、コロナ感染状況等もございまして、今のところまだ正確には決まっておりませんが、11月の下旬から使用開始ということで予定しております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中村良夫君。

○17番（中村良夫君） さて、この予算額約2億5,000万円での事業を実施することによって、佐渡市の経済波及効果額は幾らとなるか、計算をしているのだったらお伺いします。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

プレミアム商品券の経済波及効果につきましては、佐渡市の産業連関表で昨年試算のほういたしました。そのときは、換金額の1.7倍ということでございましたので、今回もスキームのほうはほぼ変わりありませんので、換金額の1.7倍というふうに見込んでおります。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 坂下善英君。

○20番（坂下善英君） 1つ確認をさせていただきますが、39ページ、佐渡金銀山誘客促進事業ですが、なぜさどまる倶楽部の会員だけなのか。そこがどういう観点でやったのか。多分会員数は決まっているから、一番安易な考え方だと思うのです。でも、広く、今度世界遺産も国内推薦がやがてほぼ決まるだろうと言われている中で、もう少し門戸を広げて、来られた方々に安く施設を利用できるという形にしないと、何かえこひいきのような感じがしてならないのですが、そこのところを聞きたいのと、現在さどまる倶楽部、会員がどれだけいて、その人たちが過去に佐渡にどれだけ足を運んでいただいているか、その数字も分かったら教えていただきたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明いたします。

今回さどまる倶楽部会員に限定、今まで会員になった方々及び今回このキャンペーンで来ていただく方々が新規で加入いただくということに関しては、やはりこれからの佐渡金銀山を目指す上で、ファンづくりというものが大事であろうと考えております。今までこのコロナ禍で2年間宿泊だとかで来ていただいたお客様がなかなか観光施設のほうに回っていただけるというデータがちょっと取れなくて、観光施設のほうに皆様方が広く足を運んでいただけるような仕組みづくりが要るだろうということで、今回関連する5施設に共通したクーポン券を発行しようということで考えました。金銀山の認知度の向上、もちろんでございますけれども、やっぱり一人でも多くファンとして関係人口といいますか、ファンとして今後も佐渡に何度も足を運んでいただける方法というのはさどまる倶楽部かなということで考えたところであります。それとあと、さどまる倶楽部会員の会員数でございます。現在は約4万2,000人の会員がでございます。

それで最後、何人がということで、この1年間ぐらいの実績がということがあったのですがけれども、すみません、年間の数字はございませんけれども、今回宿泊ポイントバックキャンペーン、そちらをキャンペーンとしてやらせていただいておりますけれども、1万泊を予定しておったところですがけれども、このコロナの影響もありまして、現在4,000泊ぐらいが今回のキャンペーンでも入ってきていただいたという

ような実績がございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 坂下善英君。

○20番（坂下善英君） それは、さどまる倶楽部の会員にやるだけだったら本当に楽なことなので、要は増やすためにもそれは一定のほかの誘客といいたいまいしょうか、そういう体制を取らなければいけないだろうというふうに思うのですが、ここにやっておけば楽だなと。名簿があるのですから、そこにまず送ってやるというのであればこれは簡単です。だから、そのために増やすのだったらもっと増やすための方策が必要だと思うのですが、その方策というのはあなた方考えておられるのですか。

○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明申し上げます。

先ほど今年度の取組の中の一つを、宿泊ポイントバックキャンペーンのポイントバックというのが一つの取組でもございました。やはりアプリ会員になってさどまる倶楽部会員になっていただきますと、こちらからの情報をすぐ瞬時に先方の皆様方のスマホなり端末のほうに発信ができるというのが我々一つのメリットとしても考えております。そういうところで今後も佐渡市で我々としても取り組むべき誘客策については、有効な施策についてはさどまる倶楽部会員になってくださいというような誘客を進めていきたいなど、そのように考えております。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません、ちょっと質問がかみ合っていないので、ご報告いたします。

まず、そもそもこれはコロンブス、鶏の卵ではないのですけれども、私ども自体はそもそもさどまる倶楽部の会員だけにこれをやるという意識は全く私にはありませんし、そういう指示もしておりません。ただ、やはり必ずデータ、情報を含めてきちっと共有をしながら有効な策を打っていくには、広く有利なこういうものがあるときに広くPRをして、それでさどまる倶楽部に入ってもらおうと。さどまる倶楽部自体は入っていただければいろいろなメリットがありますので、佐渡に来るという興味さえ、まず引っかけさえつかめれば、さどまる倶楽部に入ること自体はそんなに大きなデメリットが私自身はないと思っています。ですから、議員のご指摘のとおり、さどまる倶楽部の人にPRするのではなくて、それは最後の手段はもちろん当然行いますが、とにかくできる限り広く情報発信をして、そこをつなげてさどまる倶楽部に入るとこれだけではなくて船もいいし、宿もいいしという、レンタカーもいいしという、そういうものをワンセットで送りながら、広く勧誘して入っていただくという中でさどまる倶楽部という意図でございますので、そういう意味で予算査定のときから指示をしておりますので、そういう形を広げて、関係といたしますか、エージェントも含めながら、使えるものはどんどん使いながら情報発信を広くしていきたいと考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） プレミアどこでも商品券について伺います。

先ほども質疑ありましたが、2億5,000万円余りの大きな予算で評価するところですが、もうちょっと使い方に工夫があってもよかったかなと思っています。4月の臨時議会で「新しい生活様式」ということでテークアウトですとか飲食店でも使える制度がありました。応募が多数で半分ぐらいの方しかたしか当

選しなかったような気がしています。その後6月の議会で補正されたかと思うのですが、それでも当たっていませんでした。その方々の望みというのは、こういうコロナ禍だけれども、どこかのお店行ったりして、あるいはテイクアウトで少しいつもより豪華なお食事をしたいなというふうな希望があったことから人気になったのだろうなと私は思っています。今回の商品券は、何回も今までやっていますけれども、このコロナ禍で皆さん生活が苦しいですから、商品券を受け取るとどうしても日常的な食品、スーパー行って卵を買ったり、納豆を買ったりですとか、そういう消費にどうしても回らざるを得ない。今飲食店の皆さん、コロナが長引いていることで大変厳しい状況で、皆様方にも多分いろいろな要望等が出されるかと思えます。その対応をするにつけて、この間、4月のときに提案したようなのを暮れに向けて打ち出すと、またすごい人気で、よかったな、この制度いいよというふうな声が出てくるような私は気がします。それから、前回当たらなかった方に対応することによって、やはりありがたいな、うれしいなというふうなことが出るのではないかなと思っていて、これもうちょっと踏み込むべきではなかったかと思うのですが、その点の議論はなかったのか説明してください。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

プレミアム商品券でございますが、利用店舗を幅広い業種ということで昨年も募集したところなのですが、最終的には議員おっしゃられますとおり、小売店での利用が約9割ということになってしまいました。今回につきましても商品券ということでは変わりありませんが、もう少し私どものPRのほう幅広い業種で利用可能ということも含めまして、この事業名もどこでもということとさせていただきますし、前回登録が少なかった飲食店舗のほうにも幅広く登録を働きかけ、利用のPR、幅広い業種で利用できるということも併せてPRさせていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 今ほど申し上げたとおり、やはり手元に商品券が届くと、余裕がある人はこれでお店行きましょうというふうなこともあると思いますけれども、やはり多くの方は、ではこれでいつも行くお店へ行って買しましょう、それから島外から出店されているお店等の利用もかなり大きいということが今までありましたから、佐渡の経済を考えるとやはりそれは少し効果が薄いのかなというふうに思っています。今私の意見を申し上げたし、これから委員会の審査もありますので、組替え等含めてぜひ頑張ってもらいたいと思いますが、今の考え方に市長はどのように思いますか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） すみません、ちょっと担当の説明が弱くて、今回私自身がこの商品券、目玉にしたかったのは、30%と少し率は下がりましたが、本数を増やして、今まで当たらない方が多いということで、やはりできるだけ多くの方が当たるようにと、多くの方が申込みいただけるようにということとをまず1つしよう。それともう一つ、今議員からご指摘あったとおりなのですが、広く飲食、今までのGo To Eat ではないですが、我々のほうで飲食のほうの支援、プレミアム飲食券みたいなものと組み合わせ、飲食店でも使えますよというところも踏まえて広く使えるようにする制度設計をしていこうということで、当初から予算組みはその考え方で議論しております。ただ、まだこの後しっかりと説明をして

多くの飲食店に入っただいて、飲食も使えますよということもしっかりと出していくということは大事だと思っておりますので、その中で多くの金額で、ちょっと率は少し下げましたが、予算総額としては大きくしてできるだけ当たるようにして、使いやすい、そして地元にも、経済に動くような、そんな仕組みを新たなプレミアム商品券として考えているという状況でございます。

○議長（佐藤 孝君） ここで換気等のため、15分間休憩いたします。

午後 2時42分 休憩

---

午後 2時57分 再開

○議長（佐藤 孝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 先ほどの佐渡金銀山誘客促進事業についての関連質疑なのですけれども、こちらの約2,500万円の予算が計上されているのですが、これによって新しく新規のさどまる倶楽部会員の方を一体何人増やすことを目標として考えているのかというのをちょっと詰めたいと思うのですが、まずその部分をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明いたします。

正確に割合として1万4,000円のうちのぐらいかというのは、すみません、手元にはございませんけれども、やはり会員になっておられる方が先ほども言いました、4万人ほどございます。新規に1万4,000人を、全部が新規とは申しませんが、さどまる倶楽部会員全部で4万人既におられますので、そのうちの2割はもちろん既存の会員の方々、来ていただけるものと思っています。ほとんどが新規の方かなと我々は思っていますが、すみません、試算のほうはしていませんので申し訳ございません。

以上であります。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 先ほども既存のファンクラブの方に来てもらうというよりは新規の方をどれだけ増やすかということに重きを置かれているという理解でいるのですけれども、例えば1人当たりの会員を増やすのにかかるコストを幾らと捉えるかというのを、仮に1人増やすのに1万円かかるというような考え方で言えば、目標は2,500人新規に増やすぞという形になると思いますので、そういったところで今度はどうやって増やしていくか、どんな形でこのPRを打っていくかというところで、そこのどうやって増やすかのその部分です。さっきエージェントにというような話もありましたけれども、PR TIMES 使うとか、いろいろあると思いますが、そこの案をぜひ聞かせてほしいです。

○議長（佐藤 孝君） 中川観光振興課長。

○観光振興課長（中川裕二君） ご説明いたします。

先ほども市長の発言がありましたとおり、エージェントの皆様へのご案内はもちろんでございますし、今回のこの予算の中にはSNSの広告ということでPR TIMES、先ほど議員おっしゃっていただいた、その手法も含めておりますので、そういうものを今でもフェイスブックでありますとか、あといろいろ企業にホームページだったりもお願いしておるのですけれども、引き続きSNSを使って広めたいと思

っています。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） 39ページにあります項目の主に3つのことについてお伺いしたいと思います。

まず1つは、プレミアムどこでも商品券発行事業、これと冬季プレミアム商品造成事業と、これプレミアムとプレミアムというのはわざわざ違う単語を使っていると思うのです。そこ違いが何かということ。これもしかすると重箱の隅の話かもしれないのですが、実は大事な大きな違いがあるので。

それから、それはさっさと片づければいいかなと思っているのですけれども、その前に緊急事業継続支援金（新型コロナ対策）があります。この事業継続支援金増というの、これは何が含まれているのかのご説明、2つお願いします。

それから、3つ目が企業誘致・スタートアップ支援事業の中のインキュベーションセンター進出補助金30万円あるのですけれども、このインキュベーションセンター、これに関わるものがその上のいろいろな委託料ありますけれども、これ何かと関わっているのか、このインキュベーションセンター進出補助金は、それとも単体30万円で、どういった中身のことなのか。この3つについてご説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

まず、1つ目の件でございますが、これにつきましては、プレミアムどこでも商品券発行事業につきましてはいわゆる商品券事業ということでございます。従来プレミアム商品券ということでつけておりましたが、今回タイトルだけでも新しいタイトルをということで、あえてこういった形でつけさせていただきました。下の冬季プレミアム商品造成事業につきましては、いわゆる観光の旅行商品というものでございます。その違いでございます。

それから2つ目、緊急事業継続支援金でございますが、これにつきましては新潟県のほうで売上げが減少している飲食店、それから飲食関連の事業者に対して支援金のほう支給しております。それに対して佐渡市のほうでは5万円の上乗せということで当初予定しておったところでございますが、やはり飲食店、それから関連事業者等も売上げの減少が著しいということで、さらに5万円を上乗せさせていただき、合わせて10万円を上乗せで支給するというところで今回改めて増額をさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 渡邊移住交流推進課長。

○移住交流推進課長（渡邊一哉君） 企業誘致・スタートアップ支援事業のインキュベーションセンター進出補助金についてご説明いたします。

こちらにつきましては、上から2番目の奨励金、これとセットになったものでございます。佐渡市においては、昨年度も佐渡ビジネスコンテストというものを実施しております。こちらの優秀者についての佐渡市のほうで整備しているインキュベーションセンターへの入居費、こちらについて支援を行うという形で参加者の募集を募っています。この方が今吾潟のほうで整備している物件が今年度中にできそうということでございまして、そこに入居するという情報が入りましたので、その分の費用、上限5万円の2分の1というものを持たせていただいたという内容になっております。報奨金につきましては、ITベンチ

ヤーの小さい会社でありますけれども、役員、従業員、また本社移転をしていただくといった場合に100万円の報奨金を出そうという内容で今整備をしているところです。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） まず、ちょっとプレミアとプレミアムなのですけれども、プレミアというのは、まず、最初のという意味なのです。なので、プレミア商品とかいったときは、これまず第一弾ですというときにプレミアというので、プレミアムというのはまた特別という意味でちょっと意味が違うので、そこはきちんと使い分けをしたほうがいいと。私プレミアどこでもというのは、これ第一弾で、第二弾をやるのかなと思いましたが、そういう意味ではないのだということは今分かりました。そういう理解でよろしかったかどうか。

それから、緊急事業継続支援金なのですけれども、これ飲食店に対して5万円、その上のプラス5万円ということなのですが、こういうふうになつた業界には支援しやすいのですけれども、実際になつた減収の方ではなくて個人の減収に対してやっぱり救済しなければいけないのではないかとということで、特に子育て世帯の個人の減収についてどうやってカバーするのか、そういうのはこういうところでは検討していないのか。あるいは、県とそのような検討はしていないのでしょうか。ちょっと今の質問分かりにくいかもしれませんが。

それから、インキュベーションセンターについてですが、これ全体にうまくいっているのでしょうか。このインキュベーションセンターそのものは吾潟に造ると。幾つか入居される企業が複数あるということで理解してよろしいですか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

まず、事業名につきましては、今後事業名をつける際に当たっては、いろいろ精査して事業名のほうをつけていきたいというふうに考えております。

それから、継続支援金につきましては、今回は私ども、県のほうでこの制度、飲食店、それから飲食関連事業者に対して支援金事業を行うということでございますので、私どものほうで上乘せをさせていただき、連動的な企画ができるということでございますので、まず県の事業の実施ありきということでさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 渡邊移住交流推進課長。

○移住交流推進課長（渡邊一哉君） インキュベーションセンターの整備につきましては、6月補正の段階で河原田本町の物件、これを自治体整備として整備するというものがございます。もう一点は吾潟の物件、加茂湖周辺に民間が行う仕事に対して2分の1補助するというものでございます。現在河原田本町については設計業務を行っており、10月下旬ぐらいには工事の発注ができ、年度内の完成は見えているという状況です。加茂湖の物件につきましては、トレーラーハウスという出来合いのものを持ってきて置くだけという形でありまして、8月下旬に国の交付決定を受けておりますので、それから民間事業者のほうが発注をかけて持ってくるという段階になっておりまして、10月頃には持ってこられるのではないかと情報をいただいております。

○議長（佐藤 孝君） 荒井真理さん。

○13番（荒井真理君） これは、市の考え方だと思うのですが、飲食店は確かに大変だと思いますので、上乗せにまた現状を見て上乗せするという考え方は、何とかして救済していかなければということでいいと思います。ただ、やっぱり個人に対する減収を救済することも目配りしなければいけないと。この点について、市長はたしか7月、8月のコロナの感染拡大のときに、子育て世帯の個人で子供が何とか学校に行っているのだったら職場に来ないでほしいと言われた人を何とか救済する、9月の補正で考えると、そのときに何かお話ししていらしたと思ったのです。そういうことは、こういった中には反映されないのでしょうか。県の事業実施ありきということなのですからけれども、個人に対する減収、コロナ関係の減収の救済、これはどうなっていますか。

○議長（佐藤 孝君） 市橋子ども若者課長。

○子ども若者課長（市橋法子君） 説明いたします。

本予算にはそういった予算の計上はございません。本議会冒頭に市長のほうから申し上げました国のほうで実施しております低所得者の子育て世帯の給付金、こちらのほうを現段階で5,400万円ほど執行しておりますので、今後もそれを必要な方に届ける手続をしまいたいと思っております。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 同じページの今あった事業継続支援金の関係です。今の答弁ちょっと聞いていて、県のやるのにまた上乗せするみたいな話、私ちょっと勉強不足で申し訳ないのだけれども、この概要説明のところにも書いてあるけれども、以前やった継続支援に5万円を上乗せしましたから、佐渡市として頑張る。ここにまた上乗せをするものだというふうに理解をしていたのだけれども、何か先ほどの答弁、今の県の事業ありきだみたいな。まだ県がこれをやっているということなのかどうなのか。春先にやった5万円のやつは一体何件だったのか。まだまだ続いているとするならば、春のときに申込みできなかった方もいるだろうし、そういったものがやれば今度は一気に10万円もらえるということになるのだよね。その辺のことがちょっと分かりにくく、さっきの答弁聞いていたら非常に分かりにくくなったので、教えていただきたい。なおかつこの後の専決の補正で出てくるところの拡大防止協力金との関係で重なる部分もあると思うのだよね、当然。協力金のほうはまたこの後やりますけれども、少なくとも前のやつに上乗せだと思ったのだけれども、どういうことなの。前は一体何件あったの。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

新潟県の事業継続支援につきましては、最初に飲食事業者に対して支援をするということで、これは5月31日まで募集のほうしておりました。それが終わりました、今も募集期間続いております飲食関連事業者という今度はくくりになっております。ですので、同じ事業継続支援金でございますが、県のほうは5月まで飲食事業者、6月以降は飲食関連事業者という、2段階というのでしょうか、になっております。具体的には、飲食関連事業者といいますと例えば飲食店に何かを卸している事業者であったり、あと広くタクシー事業者、自動車運転代行事業者、こういったものも飲食関連事業者ということに含まれておるのでございます。その県の支援金を受けた事業者に対しまして、私どもの当初の設計では5万円の上乗せということでしたおりましたが、さらに5万円を上乗せして、一律皆様、事業者には10万円を市として上乗



せを支給させていただくというものでございます。当初、飲食店のほうで申請があった事業者の件数につきましては、約180事業者の方から申請をいただいております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうしますと、事業概要説明を見ますと、以前市上乗せ分として5万円を支給し、支援しているが、売上げ減少が長期化していることからさらに5万円を上乗せし、計10万円だから、これだけ読むと前のものに上乗せだけけれども、そうすると約180件にも5万円もやるし、県の6月1日からやっている、新たにまた申し込んだ方にも10万円やると。そうすると、5万円が何件で、10万円が何件というふうに想定していますか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

この事業につきましては、4月の臨時議会で1,500万円の予算額、議決いただきました。今回また1,500万円の補正ということになりますので、合計すると3,000万円ということになります。1事業者当たり10万円ということになりますので、300事業者を想定しているというものでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、以前は1,500万円をやったけれども、余っているというわけだな。そうしないと、3,000万円という言い方はできない。そうすると、少なくとも180件については5万円、あと新たにそのときにやれなかった人も含めてもう一回チャレンジして、その方は10万円を上乗せする。こういう仕組みのくくりになるのだろうけれども、今回の協力金との関係でいうと非常に分かりにくい感じがします。この説明もぱっと読むと、下をよく見たら10月1日からこれもしますとなっているのだけれども、きちんとやっぱり周知徹底してやるということが極めて私は重要だと思うので、その辺はどんな感じになっていますか。今どうしても拡大防止の協力金のほうに目が行きがちなのだけれども、これはこれでまた上乗せできるということになるならば、これ2つ併用できるのですね、協力金と。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

この後9月17日から申請受付予定しております。時短に関する協力金、こちらについて今実施しております事業継続支援金との併給について、特に不可ということは県のほうから今示されていないような状況でございますので、私どもとしては両方の制度を併せて周知していきたいというふうに考えております。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

6款農林水産業費から9款消防費までについての質疑を終了いたします。

次に、10款教育費から12款公債費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

10款教育費から12款公債費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第87号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第88号 令和3年度佐渡市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第88号についての質疑を終結いたします。

議案第89号 令和3年度佐渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第89号についての質疑を終結いたします。

議案第90号 令和3年度佐渡市介護保険特別会計補正予算（第2号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） この介護については人件費だけではなくて、任意事業の包括的支援事業について1,000万円ということになるわけなのだけれども、これは単純に人件費分だけということに考えていいのかな。どうなのだ。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

こちらの包括的支援事業の部分も人件費のみの補正でございます。1人分の増です。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、額とすると結構だけれども、1人増えたということではなくて、この差額分ということですか。確認まで。

○議長（佐藤 孝君） 吉川高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（吉川 明君） ご説明します。

包括的支援事業の部分につきましては、今年度設置した福祉の総合窓口として設置した部分の1名増ということで計上させていただいております。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第90号についての質疑を終結いたします。

議案第91号 令和3年度佐渡市歌代の里特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第91号についての質疑を終結いたします。

議案第92号 令和3年度佐渡市すこやか両津特別会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第92号についての質疑を終結いたします。

議案第93号 令和3年度佐渡市病院事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） 予算書5ページの5,500万円、入院収益増というところで質疑します。

これは、地域包括ケア病床を導入するということだと理解しています。令和6年10月を目標に新両津病院を開院するという中で、60床のうち40床を地域包括ケア病床にするという計画だと理解しています。そこで、これは現両津病院において何床の中で何床地域包括ケア病床にしようとしていて、経営についてどれだけ年間で収益増を見込めるのか、1年通して。そこら辺の説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明をいたします。

地域包括ケア病床につきましては、現在の両津病院で5月1日から届出が受理されまして、既に動いております。実際のこの5,500万円の内訳ですけれども、一月に500万円の増額で、5月からですので、3月末までで11か月分ということになります。また、新両津病院のほうはどうかということですが、60床のうち36床を地域包括ケア病床として届け出て、既にその運用をしております。新病院では40床という計画でございます。収入見込みとしましては、当然この補正予算書にありますとおり、一月500万円の増ということを見込んでおりますけれども、この5月、6月の実績でいいますと5月で620万円、6月では650万円の収益増が既に確定しております。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） 私が市民厚生常任委員会に所属していたとき、2019年頃から院長と執行部のほうで議論しながら、地域包括ケア病床を導入しようという話だと私は理解します。何でこんなに遅くなってしまったかというところ、ちょっと理解に苦しむので、説明をお願いします。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明いたします。

地域包括ケア病床につきましては、平成25年の法改正で制度が固まったわけなのですが、厳しい施設基準等がございます。部屋の広さ、廊下の広さ。現在の両津病院は廊下の広さが足りません。なので、私ども事務方としては新病院になってからという形で考えておりました。その中で昨年、新病院建設への足がかりも大分固まってきたところで、この地域包括ケア病床、全国に広まってきているところですので、コンサルのほうが無料で診断をしますよというのがありまして、まだ始まらないにしても、いろいろ調べてもらって教えてもらうのはいいことだということでお願いをしましたところ、両津病院の患者のデータ

だとかなり見込みがありますよと、なぜやらないのですかと。いや、廊下の幅が足りませんと。新病院の計画がどうなっていますかと、今ここまで来ていますと。いや、それでしたら厚生局に言えば十分に認められる範囲ですよということで実際に厚生局等々と協議をしまして申請が認められたということでございます。

○議長（佐藤 孝君） 室岡啓史君。

○8番（室岡啓史君） 市長に最後お尋ねしますが、やはりたださえ病院経営は苦しい中で、コロナ禍でもうさらに苦しくなっているという中で年間少なくとも6,000万円の収益増というふうに見込めていると思うのですけれども、この数年で現両津病院でできることというところ、こういったところは非常に重要なところではないかと考えますが、市長のお考えをお示してください。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 先ほども少し申し上げましたが、非常に経営が厳しい状況ですが、状況によっては国からのコロナの補助金で昨年度どうにか黒字維持できたというのも厚生連病院の一つの形でございます。両津病院につきましては地域包括ケアのこの構想、この中で収益を確保していく。そして、今またコロナの感染の患者様の対応で佐渡病院と連携しながら、今病院の入院のほうが満床状態になっている。外来だけはどうしてもなかなかカバーできないところありますが、両津病院については院長を中心に事務のほうも議論しながら、今収益の改善に向けて私は努力をしているというふうにも見えておりますし、より一層、これ専門の分野でございますので、我々はあまり具体的にはちょっとと言えないところも多々ございますが、やはり専門のコンサル、そして院長含め先生方との議論、それを含めながら入院をどう稼働率を上げていくか、そして外来の人に安心して来ていただけるにはどうするかというところも踏まえて努力をしていくというふうに今聞いておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） ここに新型コロナウイルス感染症感染拡大防止策として医療機器の購入、トイレ等手洗い用自動水栓化改修に係る補正を計上と書いてありますが、説明をしてもらえますか。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） ご説明を申し上げます。

トイレの手洗いの自動水栓化です。両津病院8か所、相川病院も8か所ということで168万円計上しております。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 先ほど同僚議員から令和6年4月に新築するのというような話もありましたが、私は自動で手を洗うより何より、市民には新しい生活様式対応施設整備支援事業として洗浄便座をつけなさいという補助事業を出しているのに、両津病院一か所もないでしょう。それが先ではないですか。

○議長（佐藤 孝君） ちょっと質問が聞こえなかったということです。もう一度お願いします。

○19番（近藤和義君） これは、蛇口の自動の装置だと思うのですが、両津病院は洗浄便座、ウォシュレットが一か所もない。ところが、一方では新しい生活様式対応で市民には補助金出すからウォシュレットをつけなさいと勧めているのに、もとの病院が一か所もない。そんなことはあり得ないわけで、手洗いをする蛇口よりそっちが先ではないですか。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） 申し訳ございませんでした。1階の外来周りでトイレが全部で3か所ございます。通常の立ち振る舞いができる方の男性トイレについては今言う洗浄便座はございません。多目的トイレにつきましてはもちろん洗浄式でございます。あと、採血室の中に洗浄便座のものが1つございます。また、今回トイレのほう水栓化するに当たりまして、今の言う一般の外来の方が使われるところは非常に大規模な改修になりますもので、全体の交付金の枠の中で考えて、1階の事務方、私どもが使う部分と5階のドクターたちが使う部分、こちらのほうは非常に簡易な形でできましたもので、そちらのほう改修をさせていただきました。

○議長（佐藤 孝君） 近藤和義君。

○19番（近藤和義君） 車椅子で入るトイレ以外は洗浄便座が一か所もなかったでしょう。それを今度つけたという説明でしたか、今。

○議長（佐藤 孝君） 伊藤両津病院管理部長。

○両津病院管理部長（伊藤浩二君） 今回自動水栓のをつけた場所もございますが、一般の方が使う場所ではありません。一般の方が使うところが多目的トイレです。近藤議員は恐らく分かっていらっしゃると思いますが、1階のレントゲン室の前の多目的トイレ。もう一か所採血室のほうにありますけれども、採血室は男性と女性が混同して使用していただいていますので、もともとですけれども、女性側のほうに水栓のものが1つございます。あとは、まだほかにあるのですけれども、一般の外来の方が立ち入る場所ではございませんので、外来の方が使われる場所で洗浄式があるといえば多目的トイレと、特に男性については多目的トイレというふうにご理解いただいてよろしいかと思えます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「3回目」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 3回やっています。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 再度質問していただいたのは1回入れていませんので、3回やっています。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第93号についての質疑を終結いたします。

議案第94号 令和3年度佐渡市水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第94号についての質疑を終結いたします。

議案第95号 令和3年度佐渡市下水道事業会計補正予算（第1号）についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第95号についての質疑を終結いたします。

議案第96号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度佐渡市一般会計補正予算（第5号）について）の質疑を許します。

本案の質疑は歳入歳出一括で行います。質疑ありませんか。

金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 新潟県が特別警報が出されたということで飲食店に時短営業を求めるということで、それに対応するということで今回新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金事業補助金ということで2億8,900万円余りが専決処分されたわけですが、私どものところには専決処分ですからいとまがなかったということですが、その部分の資料しかありませんので、内容が全く分かりません。まず、その説明をしていただきたいですし、今までの専決処分の場合は、ある程度こういうふうには専決処分しますよということの内容の、概要が示されておりました。なぜ今回は今日に至るまで詳しい説明がないのか説明を求めます。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） それでは、今回の補正予算につきまして、私のほうから事業内容についてご説明いたします。

今回新潟県のほうで特別警報が出されたということで県内全域に酒類を伴う飲食店の時短営業、営業時間の短縮の要請がございました。具体的な要請期間が9月3日の零時から9月16日の24時まで全14日間ということになります。対象施設としましては接待を伴う飲食店、それから酒類を提供する飲食店、こちらについてが営業時間短縮の要請施設でございます。具体的な要請内容でございますが、まず通常の場合ですと午前5時から午後8時までの営業時間としてくださいということになっております。その場合、酒類の提供につきましては午後7時までということになっております。ただし、新潟県の安心なお店応援プロジェクト、こちらに認証を受けているもの、また認証の申請中の事業者につきましてはそれぞれ時間の短縮のほうは1時間延びまして、営業時間の終わりが午後9時まで、それから酒類の提供については午後8時までということで要請が出ております。そして、この14日間全ての日において営業時間の短縮に全面的に協力した飲食店につきまして、県のほうから協力金が支払われるというものでございます。協力金の金額は幾つかございますが、最も佐渡市で多いというふうに想定しているのが1日当たり2万5,000円の支給というもので、14日間でございますので、35万円が休業要請に協力した飲食店に対して支払われるというような制度になっております。この事務につきまして、市町村のほうで支給事務を行うということで、県のほうから補助金を受けて市のほうからそれぞれ飲食店に支払うというような制度設計になっております。そして、この飲食店が営業時間をきちんと短縮しているかということについて市のほうで、見回りをしなければならないということで私どものほうは見回りのほうもさせていただくということで関係の予算も併せて計上のほうさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川総務課長。

○総務課長（兼選挙管理委員会事務局長）（中川 宏君） ご説明申し上げます。

この専決事項の補正予算につきましては、議員全員協議会の後、急遽新潟県のほうが警報を発令したと

いうところで対応したものでございます。事業の取組内容等を検討した結果、専決処分に対応すべきというところで議長のほうにお願いをし、通常であれば専決処分でありますと佐渡市の場合議員全員協議会で説明をしておりましたが、そのいとまがないというところで9月3日の議会運営委員会の席で説明をさせていただくというところでご了承いただいたものであります。

以上です。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 専決処分というのは市長の権利、権限がありますから、私はどうこう言うつもりはありません。時期的にも急なことだったものですから、仕方ないと思っていますが、先ほど申し上げたとおり、専決処分をした後1週間以上ありますよね、今日まで。私たちの手元に届いているのはこの3行、4行の数字だけです。今長々と説明をいただきましたが、専決処分というのはやはり、議会と執行部というのは二元代表制ということをよく言われます。この間の高校生議会でも市長、そのことをお話しになりました。本当なら議会にかけて予算を認めてもらうのですが、時間がないので、市長の権限で専決処分をした。であれば、今日までの間に何らかの形で私どもにこういう形で専決処分させてもらいましたということが示されて当然だと私は思っています。そのことがされなかったのがとても残念なのですが、市長はどのようにお考えになりますか。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） そのことは、私自身は議会運営委員会のところでご説明を申し上げましたし、議会運営委員会から今日までの間、何らかのものを出せというお話でございますが、その機会も特別にございませんでしたので、資料を出すということももしかするとあったのかもしれませんが、私ども自体も今まで大体議員全員協議会をやりながら専決処分ということで、このようにさすがに時間がないこともあまりない。また、議会の当初の始まりということでそこまで私ども気がついていないというところはございました。専決処分でございますので、当然専決処分の議案として説明をしていくというところと、私自身は議会運営委員会のほうで一定のご説明を申し上げたつもりでございますので、その際にもう少し資料等を出すべきというのはまたこれからの反省材料として考えてまいりたいというふうに思っております。あわせながら、このやり方については議会事務局とも議論しながら進めておるところでございますので、今後議員全員協議会ができないような専決処分の場合もしっかりとルールを議会と話を決めて、きちんと説明ができるようにというふうに考えておるところでございます。

○議長（佐藤 孝君） 金田淳一君。

○16番（金田淳一君） 今市長から反省の言葉があったので、理解しますが、やはりそれをすべきだったと私は思っています。この専決処分がどうこうではなくて、議会と執行部の間のやり方、今回初めてこういうことが起きたのです。それは、やっぱり今回まずいと私は思っています。ですから、市長今反省の言葉がありましたので、資料をすぐ出してください。

○議長（佐藤 孝君） チラシでよろしいのですか。今ですか。この場にですか。

暫時休憩します。

午後 3時39分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

資料のほうお配りさせていただいたものが先ほど私が説明したものを一枚物にまとめたチラシということで、こちらにつきましては飲食店の皆様への要請チラシというものでございます。こちらにつきましては、市独自の様式ではなく新潟県一律の様式でございまして、そこに佐渡市というふうに入れただけの資料でございます。県内統一の資料でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） ですから、これは分かるのです。消耗品、通信費、協力業務委託、この中身が一体どうなっているかということが議案だから要ると思います。先ほどこの一番左側の35万円のうちが佐渡が一番多いのではないかというお話でしたが、これ何件になりますか。

この見回りは市でやるということになっていますから、今も見回り、また今夜もやらないといけないのだろうと思うのですが、何人体制でどういうふうにしてどうやってやっているのか。協力金給付業務の委託というのはどこに委託するのか。ここにも書いてありますが、この事務は市が支給事務を行いますから、そうすると事務費がないではないですか、これ。消耗品費だけ。どういうふうに見たらいいのですか。

感染防止の協力金そのものは2億8,000万円ということだから、長い間というか、短い間に2億8,000万円、どういう計算で来ているのか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

この事業につきましては、先ほど申し上げました飲食店、これについては保健所に飲食店の営業許可を申請した事業所、許可を受けた事業所ということになりますが、これが佐渡島内には580事業所あるということでございます。そして、この協力金の金額につきましても県のほうの試算で出した金額、それをそのまま私どものほう計上させていただきました。新潟県としましては、私が先ほど申し上げました一番左側にあります35万円、こちらが大体70%ぐらいではないかということ。それから、真ん中の35万円から105万円、こちらが20%、それから一番右の105万円、こちらについては1割ぐらいということで想定をしているということでございました。ただ、営業許可を受けている事業者であっても、そもそも酒類を出していないであるとか、あと営業時間がもともと8時よりも前に終わっているという事業者につきましては対象になりませんので、既に先行して行っておる新潟市、それから長岡市、小千谷市といったところも大体許可を受けているところの半分ぐらいではないかというふうに言われております。ただ、私どももそういったことが確定的ではございませんので、県が出した全ての事業所を当てはめた最大の金額を載せさせていただいたものでございます。

それから、委託料につきましては申請受付の事務、それから見回りのほう、市のほうで行うのですが、市のほうで民間の事業者に委託をして行うという方法を取らせていただきたいというふうを考えております。見回りのほうは既に始まっております。9月3日から始まっております、5人体制、5人を2班に



分けて行っております。580店舗を2週間の間に、14日間の間に分けて行うというもので計画をしておるところでございます。既に金曜日、土曜日、日曜日の3日間で130ぐらいの事業者のほうを見て回っておるところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、見回りのほうですが、この協力金給付の業務等の委託料がこの見回り、新撰組みたいなものに出ているということなのですか。そうすると、今の話でいくと5人2班で130件を毎日行くわけではないから、来る日休んでいけばいい、悪いことをやるという意味ではないのですよ。ということで、この500万円はもう委託料として支出したということですよ。どうなのか。

580件の保健所の対象があるのだけれども、先ほど言った事業継続のやつが180件あるから、多分これは180件は必ず入るのだろうと私は思うのだけれども。このにいがた安心なお店応援プロジェクト認証の店の申請はどのぐらいあるのですか。

事務費そのものは何で来ないのですか。消耗品費でいいわけですか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

協力金給付業務等委託料、こちらの委託料につきましては見回りの委託料、それから申請受付の委託料、2つの委託業務ございます。2つ合わせてこの委託料の1つの費目というふうに設定のほうさせていただきました。

それから、事務費につきましては、最終的に協力金として市が事業者を支払ったものの2%が県から来るということでございますので、私どもこちらの消耗品費、これはチラシ等の印刷、それから通信運搬費、これは郵便料、周知であるとか交付決定であるとか、そういったものの郵送料、それから委託料、こちらのほうもろもろ県からの事務費で賄わせていただくということで計上のほうさせていただきました。

委託料につきましては、見回り業務につきましては既に契約のほう済んでおりますが、申請業務につきましては17日からの申請受付ということでございますので、これから業者のほうと整理をして、契約のほうはこれからということになっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） そうすると、事務費についてはまたこれとは別途給付金のあれに対して2%で来るということ、後で来るということなのね。そこで聞くのだけれども、それが1つと、見回りはどちらに委託をしたのか。そして、申請業務そのものもこれ委託するわけね。どちらに委託するの。よくあるのは商工会みたいなのもあるけれども、商工会はなかなか難しいという話も聞くけれども、どういうことなのですか。もう既に専決処分やってスタートしているということだから聞くのだけれども。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

県のほうからの歳入でございますが、協力金、それから事務費とも実績のほうが固まりましたら県のほうから歳入として受けるということになっております。

それから、見回りの業務につきましては、私ども幾つか事業者のほうお声がけをしたのですが、やはり私どもが声をかけたのが31日、それから実施のほうが3日ということもありまして、幾つかの事業者のほうからちょっとお断りをいただきました。今見回り業務のほう契約しているのは、市内のいわゆる生活全般のサービス、平たく言いますと便利屋ですとか、そういった言い方をされるその事業者と委託契約のほう締結をさせていただきました。

それから、申請受付につきましては、県であるとか他市でこうした給付金事業事務局の実績があります事業者を候補に検討しております。具体的にはその事業者で、かつ佐渡市に事業所を持つ事業者ということとで検討しているところでございます。申請受付のほうはこれからの契約でございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） 今のところに関連してなのですけれども、その委託先の事業者に対してというか、委託先の選定は何かその要件がある事業者、物品とか入札に登録されている事業者から選定したのかどうかというところの確認で1点、あともう一つ、どんな形で調査というのは、見回りって遠目で見て明かりがついている、ついていないとか、そういう感じなのでしょうか。これは言える範囲で構いません。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

見回りの委託につきましては、私どものほうで当初想定したところに幾つか断られましたので、とにかくこちらの業務をやっていただけそうなところからいろいろと情報を得て契約に結びつけたというものでございます。

それから、具体的な見回りの方法でございますが、こちらにつきましては1件1件中に入って確認をするということではなく、国、県のほうからの指針としては外観の見回りでもよいというようなことを受けておりますので、何分、数も多い状況でございますので、我々のほうもそういった県の指針等に従って委託のほうを行っているということでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 後藤勇典君。

○6番（後藤勇典君） あと、他市の新潟市とか長岡市だとか小千谷市の状況なのですけれども、その見回りについては他市についても委託でやっているのが全てでしょうか。何か直営で、自分たちでやっているという、そういう事例はなかったのでしょうか。

○議長（佐藤 孝君） 岩崎地域振興課長。

○地域振興課長（岩崎洋昭君） ご説明いたします。

先発して既に行っているところにつきましては、長岡市、小千谷市に確認しましたら委託で行っているということをお聞きしました。それから、我々と同じく3日から始まるというところにつきましては、全てのほう確認はできなかったのですが、それでも20市のうち半分近くの市が見回りのほう一部委託も含めて実施するというところで聞いております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第96号についての質疑を終結いたします。

ここで説明員の入替えのため、暫時休憩します。

午後 4時02分 休憩

---

午後 4時05分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

議案第97号 令和2年度佐渡市一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑に入ります。

本案の質疑は歳入歳出別とし、歳出については複数の款にまとめて行います。

それでは、議案第97号の歳入に関する質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第97号の歳入に関する質疑を終結いたします。

次に、議案第97号の歳出に関する質疑に入ります。

1款議会費から3款民生費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

1款議会費から3款民生費までについての質疑を終結いたします。

ここで説明員の入替えのため、暫時休憩します。

午後 4時06分 休憩

---

午後 4時10分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

次に、4款衛生費及び5款労働費についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

4款衛生費及び5款労働費についての質疑を終結いたします。

次に、6款農林水産業費から8款土木費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

6款農林水産業費から8款土木費までについての質疑を終結いたします。

次に、9款消防費から11款災害復旧費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

9款消防費から11款災害復旧費までについての質疑を終結いたします。

最後に、12款公債費から14款予備費までについての質疑を許します。質疑ありませんか。

中川直美君。

○18番（中川直美君） 全体を通して聞いてもよろしいでしょうか、議長、駄目ですか。公債費関係だけですか。

○議長（佐藤 孝君） 一応質疑ですので、公債費と予備費までということをお願いいたします。

○18番（中川直美君） それでは、公債費関係について聞きます。全体にわたるのですが、事務執行における監査の意見が出て、ついております。令和元年度のときも同じような意見がついていて、法令とかに基づいてやるのが必要だと。言うまでもありませんが、令和2年度は、午前中も言いましたけれども、令和2年度は地方自治法が改正をされて、政令市以上については内部統制方針定めると。監査においては、監査基準を定めて告示をしなければならないということになっているのですが、こういった文書にも大いに関わってくるのですが、監査基準はどのように告示をされていますか。

○議長（佐藤 孝君） 渡部代表監査委員。

○代表監査委員（渡部直樹君） お答え申し上げます。

令和2年4月1日にその法律に適用できるような形で体制をつくっているということになっております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 法律読みます。監査委員は、監査基準を定めなければならない。定めたときは直ちにこれを議会、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、労働委員会、農業委員会、その他法律に基づく委員にこの基準出しなさい。他市の事例を見ると訓令とか告示でやっているのです。そのことによってどのような監査をするか、内部統制にも働くということになっているので、これをやっていないということですか。

○議長（佐藤 孝君） 齊藤監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（齊藤昌彦君） ご説明いたします。

佐渡市監査基準につきましては、令和2年4月1日ということで告示をしております。

以上でございます。

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 議会は知らされていますか、教育委員会は知らせていますかという問題が私はあると思うのです。別に監査委員を責めるわけではなくて、この間内部統制の問題が一番問題だったから、これ変えようと。監査もしっかり透明性高めることによって、住民に信頼される監査になろうよということなのです。この年度は市長が年度途中からやっているわけなのですが、市長としては、内部統制のことをこの監査意見では言っています。内部統制についてはどのように考えているか。また、この機会しか市長とやる機会がないので、聞いておくのですが、令和2年度そのもの監査の意見も含めてどのように把握しているのか聞いて、これで私は終わります。

○議長（佐藤 孝君） 渡辺市長。

○市長（渡辺竜五君） 内部統制については、佐渡市の中でどのように取り組むかというのが一つ大きな課

題だというふうに考えております。一方で、しっかりとルールができているところもあればルールを守れない方もいるというのが実は今の佐渡市の大きな内部統制の絡みでは問題だろうというふうに思っています。これについては、その内部統制が先なのか、もう少ししっかりとした組織、例えば同じ内部統制でも係内ぐらいであればワンペーパーの中で連携ができるわけでございます。ですから、あまり細かな内部統制をすることによって、また動きがしにくくなるとか様々な要因があるというふうに考えておりますので、その辺もしっかり整理をしていかなければいけないというふうに考えております。

一方、今年度の監査、この2年続けて私も、もちろん総務課長、総合政策課長をやっておりましたので、監査を受けておるわけでございますが、やはり今年についてはおおむねは問題ないというご意見はいただいているところでございますが、やはり事務の正しい執行ができていない。それが正直少し人に偏ったりしているということもある中で、今後今回の様々な取組といいますか、今年の状況も踏まえながら、評価と研修、そして組織の問題、ここに向かって取り組んでいかなければいけないと思っているのが現状でございます。

○議長（佐藤 孝君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

12款公債費から14款予備費までについての質疑を終結いたします。

以上で議案第97号についての質疑を終結いたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 中川直美君。

○18番（中川直美君） 先ほど質疑の中で監査基準をちゃんと公示しているということになっております。法律ではこれを議会に公表しなければならないと。我々はもらってもいけませんので、少なくとも議会におかれましては議長のほうですぐ入手をして議員に配るようお願いを申し上げたいと思います。

○議長（佐藤 孝君） 対処いたします。

議案第98号 令和2年度佐渡市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第98号についての質疑を終結いたします。

議案第99号 令和2年度佐渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第99号についての質疑を終結いたします。

議案第100号 令和2年度佐渡市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第100号についての質疑を終結いたします。

議案第101号 令和2年度佐渡市小水力発電特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。  
質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第101号についての質疑を終結いたします。

議案第102号 令和2年度佐渡市歌代の里特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第102号についての質疑を終結いたします。

議案第103号 令和2年度佐渡市すこやか両津特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第103号についての質疑を終結いたします。

議案第104号 令和2年度佐渡市五十里財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第104号についての質疑を終結いたします。

議案第105号 令和2年度佐渡市二宮財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第105号についての質疑を終結いたします。

議案第106号 令和2年度佐渡市新畑野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第106号についての質疑を終結いたします。

議案第107号 令和2年度佐渡市真野財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第107号についての質疑を終結いたします。

議案第108号 令和2年度佐渡市病院事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第108号についての質疑を終結いたします。

議案第109号 令和2年度佐渡市水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第109号についての質疑を終結いたします。

議案第110号 令和2年度佐渡市下水道事業会計決算の認定についての質疑を許します。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 質疑なしと認めます。

議案第110号についての質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第75号から議案第96号までについては、お手元に配付してあります委員会付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議案第97号から議案第110号までの令和2年度の決算認定の案件については、19人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤 孝君） 異議なしと認めます。

よって、議案第97号から議案第110号までの令和2年度の決算認定の案件については、19人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

これより決算審査特別委員の選任を行います。

委員会条例第8条第1項の規定により、議長において決算審査特別委員として、次の19名の諸君を指名いたします。

1番	平田 和太龍 君	2番	山本 健二 君	3番	林 純一 君
4番	佐藤 定 君	5番	中川 健二 君	6番	後藤 勇典 君
7番	北 啓 君	8番	室岡 啓史 君	10番	上杉 育子さん
11番	稲辺 茂樹 君	12番	山田 伸之 君	13番	荒井 眞理さん
14番	駒形 信雄 君	15番	山本 卓 君	16番	金田 淳一 君
17番	中村 良夫 君	18番	中川 直美 君	19番	近藤 和義 君
20番	坂下 善英 君				

以上であります。

暫時休憩します。

午後 4時22分 休憩

---

午後 4時22分 再開

○議長（佐藤 孝君） 再開します。

ご報告します。

決算審査特別委員会において、正副委員長が互選されましたので、ご報告いたします。

委員長 中川直美君

副委員長 荒井真理さん

以上であります。

---

日程第6 請願第1号、請願第2号、陳情第4号、陳情第5号

○議長（佐藤 孝君） 日程第6、請願第1号、請願第2号、陳情第4号、陳情第5号についてを一括議題といたします。

請願第1号、請願第2号、陳情第4号、陳情第5号については、お手元に配付してあります請願・陳情文書表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

○議長（佐藤 孝君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、9月10日午前10時から一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

午後 4時23分 散会